

第 27 節 特定共同住宅

1 目的

この基準は、特定共同住宅等（「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 17 年総務省令第 40 号）第 2 条第 1 号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。）に係る運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語例

- (1) 「省令 40 号」とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）をいう。
- (2) 「位置・構造告示」とは、特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成 17 年消防庁告示第 2 号）をいう。
- (3) 「構造類型告示」とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）をいう。
- (4) 「区画貫通告示」とは、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（平成 17 年消防庁告示第 4 号）をいう。
- (5) 「特定共同住宅等」とは、次のア又はイに掲げる防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について位置・構造告示の基準に適合するものをいう。
 - ア 令別表第一(5)項口に掲げる防火対象物
 - イ 以下の要件に適合する令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物
 - (ア) (5)項イ及びロ並びに(6)項口及びハ（居住型福祉施設に限る。）の用途以外の用途に供される部分が存しない。
 - (イ) 住戸利用施設の各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。）の床面積がいずれも 100 m²以下
 - (ウ) (5)項口の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の 2 分の 1 以上
- (6) 「住戸利用施設」とは、(16)項イの防火対象物のうち、同表(5)項イ並びに(6)項口及びハ（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設（以下「居住型福祉施設」という。）に限る。）の用途に供される部分
- (7) 「特定住戸利用施設」とは、住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、規則第 12 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。
 - ア 令別表第一(6)項口(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
 - イ 令別表第一(6)項口(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（規則第 12 条の 3 に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が 275 m²以上のものに限る。）

- (8) 「住戸等」とは、特定共同住宅等の住戸（下宿の宿泊室、寄宿舍の寝室及び各独立部分の福祉設等を含む。以下同じ。）共用室、管理人室、倉庫、電気室、受水槽室、ポンプ室、4㎡以上のトランクルームその他これらに類する室をいう。
- (9) 「共用室」とは、特定共同住宅において、居住者が集会、談話等の用に供する室、区画された駐輪場、浴場、便所、キッズルーム、来客用宿泊室、カラオケルーム、シアタールーム等をいう。
- (10) 「共用部分」とは、特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場、駐輪場（オートバイ置場を含む。（区画されていないもの。)), 住戸等以外の部分をいう。
- (11) 「階段室等」とは、避難階又は地上に通ずる直通階段の階段室をいう。
- (12) 「開放型廊下」とは、直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下をいう。
- (13) 「開放型階段」とは、直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる階段をいう。
- (14) 「二方向避難型特定共同住宅等」とは、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して安全に避難するようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路を確保している特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
- (15) 「開放型特定共同住宅等」とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
- (16) 「二方向避難・開放型特定共同住宅等」とは、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸共用室及び管理人室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
- (17) 「その他の特定共同住宅等」とは、前3号に掲げるもの以外の特定共同住宅等をいう。
- (18) 「光庭」とは、主として採光又は通風のために設けられる空間であって、その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものによって囲まれ、かつ、その上部が吹抜きとなっているものをいう。
- (19) 「避難光庭」とは、光庭のうち、火災時に避難経路として使用することができる廊下又は階段室等が、当該光庭に面して設けられているものをいう。
- (20) 「特定光庭」とは、光庭のうち、「8 特定光庭の取り扱い」に定めるところにより、当該光庭を介して他の住戸等へ延焼する危険性が高いものであることについて確かめられたものをいう。

3 適用範囲

省令 40 号の規定を適用できる防火対象物の範囲は、省令 40 号第 2 条第 1 号の規定によるほか、次の（１）から（４）までのいずれかに適合する場合、適用できるものであること。

- （１） 令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いにおける、機能従属により、令別表第一(5)項口に掲げる防火対象物又は住戸利用施設に機能的に従属している部分として認められる場合。
- （２） 令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いにおける、みなし従属により、令別表第一(5)項口に掲げる防火対象物又は住戸利用施設以外の独立した用途に供される部分が、省令 40 号第 2 条第 1 号に規定する防火対象物とみなされる場合。
- （３） 令第 8 条により区画された部分（以下「令 8 区画」という。）が、省令 40 号第 2 条第 1 号に規定する防火対象物となる場合。
- （４） 昭和 50 年 3 月 5 日消防安第 26 号「消防用設備等の設置について」により、別棟として取り扱う部分が、省令 40 号第 2 条第 1 号に規定する防火対象物となる場合。

4 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分は省令 40 号によるもののほか、次によること。

- （１） 階数の取扱いについて

メゾネット型の住戸等（一の住戸等の階数が 2 以上であるものをいう。）の階の算定にあつては、当該住戸等を一の階として取扱うのではなく、建基令第 2 条第 1 項第 8 号の規定により取り扱うものであること。

- （２） 令 8 区画された特定共同住宅等の取り扱い

特定共同住宅等に供される部分が、令 8 区画されているときは、その区画された部分については、それぞれ別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置するものであること。

この場合、令 8 区画した特定共同住宅等の階の算定にあつては、当該階の用途の防火対象物とみなされる階を含めること。

- （３） 独立した用途に供される部分の取り扱い

特定共同住宅等に供される部分の床面積が当該防火対象物の延面積の 90%以上であり、かつ、当該特定共同住宅等以外の独立した用途に供される部分の床面積が 300 m²未満である部分は、特定共同住宅等とみなして消防用設備等を設置するものであること。

この場合において、当該独立した用途に供される部分は、「住戸等」として、床面積 150 m²以内ごとに防火区画されている必要があること。

- （４） 地階が存する特定共同住宅等の取り扱い

地階が存する特定共同住宅等の取り扱いは、次によること。

ア 地階には、住戸が存しないこと。

ただし、傾斜地で階としては地階の扱いになるが、当該階が避難階の場合はこの限りではない。

イ 地階には、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のほか、法第 17 条第 1 項の規定により地階において必要とされる消防用設備等（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が代替している通常用いられる消防用設備等を除く。）を設置するものであること。

なお、開放型特定共同住宅及び二方向避難・開放型特定共同住宅等は、誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものであるが、地階の階数、床面積、用途等に勘案し、必要があると認める場合には、地階部分に誘導灯を令第 26 条に定める技術上の基準に従って設置すること。

(5) 共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる特定共同住宅等の階

省令 40 号によるもののほか、次によること。

ア 室内とは、建基法第 2 条第 4 号に規定する居室をいうものではなく、住戸等の室内すべての部分をいうものであること。

イ 壁には、簡易間仕切（天井まで達していない仕切若しくは移動仕切壁のうち、高さがおおむね 2m 以上のもの又は床に固定されているもの。）も含まれるものであること。

ウ 防火薬液の塗布による内装制限は、原則として認められないものであること。

エ 便所、浴室、4 m²未満の収納室、廊下等については内装制限の対象とならない。

オ 造り付けの家具等（4 m²未満の収納庫のものを含む。）を設置した場合、物入れ等により隠ぺいされた部分の天井及び壁を内装制限した場合は、物入れ等を家具としてあつかう。また、隠ぺい部分の壁及び天井を内装制限していない場合は、造り付けの家具等の壁及び天井に面する部分の内装制限が必要である。

(6) 屋内消火栓設備を設置しないことができる特定共同住宅等

地階を除く階数が 11 以上の二方向避難型特定共同住宅等について、10 階以下の階に省令 4 号第 3 条第 3 項第 2 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は、令第 32 条の規定を適用して、屋内消火栓設備を設置しないことができる。

ただし、住戸利用施設（特定住戸利用施設及び 11 階以上の階に存する住戸利用施設を除く。）の部分が令第 11 条第 1 項第 2 号又は第 6 号に掲げる規定に該当する場合は、屋内消火栓設備を設置しなければならない。

(7) 10 階建て以下の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備での代替

ア 住戸利用施設の合計が 3,000 m²以上となる場合、住戸利用施設が存する階にはスプリンクラー設備が必要となるが、共同住宅用スプリンクラー設備と代替可能とする。

イ 住戸利用施設が 1,000 m²以上存する地階・無窓階及び住戸利用施設が 1,500 m²以上存する 4 階以上の階を有する場合、要件に該当する階にはスプリンクラー設備の設置が必要となるが、共同住宅用スプリンクラー設備で代替が可能とする。

※ 開放型特定共同住宅等（14 階以下の部分に限る。）及び二方向避難・開放型特定共同住宅等にあつては、住戸内の内装仕上げを準不燃材料とする措置を講じた場合、共同住宅用スプリンクラー設備の免除が可能である。（特定住戸利用施設を除く。）

5 位置、構造及び設備の要件

通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備は、位置・構造告示第3によるほか、次に定めるところによること。

(1) 共用部分の壁及び天井の仕上げ

位置・構造告示第3第2号の規定により、共用部分の壁（腰壁以下を含む。）及び天井（天井のない場合にあっては屋根。以下この章において同じ。）の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この章において同じ。）の仕上げについては、準不燃材料とされているが、次のアからウまでの部分についても準不燃材料とする必要があること。

- ア 開放型廊下（当該廊下に設けられた手すり、防風スクリーン、目隠しスクリーン、侵入防止柵等を含む。）
- イ 開放型階段（当該階段に設けられた手すり、上裏、段裏等を含む。）
- ウ 常時外気に開放された部分で、かつ、床面積が発生する部分

(2) 共住区画

共住区画は、位置・構造告示第3第3号の規定によるほか、次によること。

ア 位置・構造告示第3第3号に規定する「特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画する」とは、次に掲げる部分を共住区画することをいうものであり、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリート、カーテンウォール、軽量気泡コンクリート製パネルその他これらと同等に堅牢かつ容易に変更できない構造を有する必要があること。

（ア） 住戸等と住戸等との間の床又は壁

（イ） 住戸等と共用部分の間の床又は壁（位置・構造告示第3第3号（3）の規定に適合する開口部を含む。）

イ 位置・構造告示第3第3号（1）に規定する「床又は壁は、耐火構造であること」とは、壁及び床に通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、建基令第107条第2号に規定する可燃物燃焼温度以上に上昇しないものをいう。

ウ 住戸等と住戸等との間の共住区画を形成する壁のうち、乾式のもの（以下この章において「乾式壁」という。）を用いる場合は、次の（ア）から（ウ）までに定めるところにより、施工管理体制が整備されているものについては、認めて差支えないこと。

なお、乾式壁に開口部を設ける場合は、6区画貫通及び耐火性能（12）によること。

（ア） 乾式壁の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

（イ） 乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有するもの（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導、監督等が行われていること。

（ウ） 乾式壁の施工にあたり、具体的な施工管理等の方法については、次の a から c までに

定めるところによること。

- a 自主検査等により乾式壁の施工が適正に実施されているか確認を行い、かつ、その結果を保存すること。
- b 乾式壁の施工管理体制の整備については、当該特定共同住宅等の施行工事全般に係る責任者が施工管理規程等を作成し保管されていること。また、その内容が施工実施者に周知徹底されていること。
- c 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、乾式壁の施工に係る現場責任者が徹底した施工管理を行うこと。また、その施工管理状況及び施工部分を写真等により記録し、保管すること。

エ 共用部分の一部に管理用シャッター、防火シャッターその他随時閉鎖することができる構造の戸（以下この章において「シャッター等」という。）により、区画した場合に、住戸等と同様の用途が生ずる部分については、住戸等として取り扱い、共住区画とする必要があること。

（３） 共住区画に設ける開口部

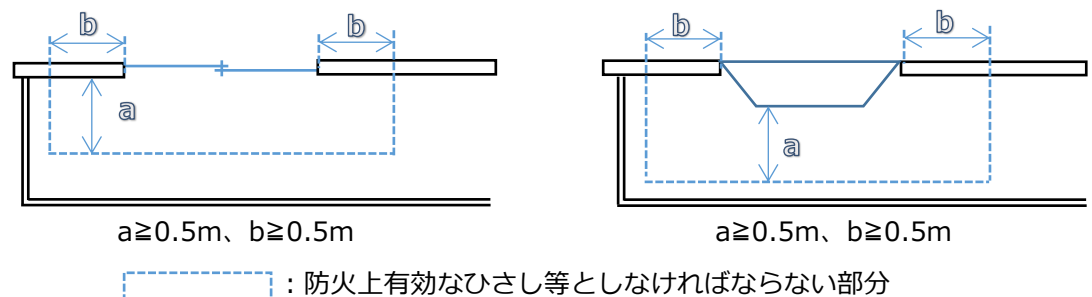
位置・構造告示第３第３号に規定する共住区画に設ける開口部は、次によること。

ア 住戸等の外壁に面する開口部

住戸等の外壁に面する開口部は、位置・構造告示第３第３号（２）の規定によるほか、次によること。

- （ア） 位置・構造告示第３第３号（２）に規定する「当該住戸等に接する他の住戸等との開口部との間に設けられる外壁面から 0.5m 以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下この章において「ひさし等」という。）で防火上有効に遮られている」とは、図 1 に示すように、開口部の両端からそれぞれ 0.5m 以内となる範囲及び当該開口部の前面から 0.5m 以内となる範囲のひさし等に通常の火災による火熱が 1 時間加えられた場合に、建基令第 107 条第 2 号に規定する可燃物燃焼温度以上に上昇しないものをいう。

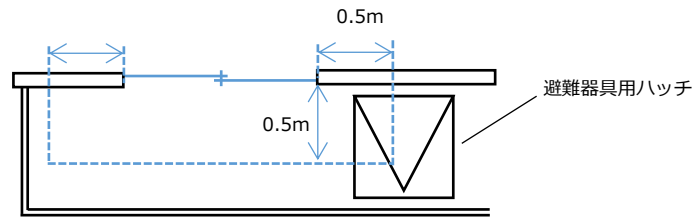
（図 1）



- （イ） ひさし等に面する開口部の両端から側方 0.5m 以内となる範囲及び当該開口部の前面から 0.5m 以内となる範囲に避難器具用ハッチを設ける場合は、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成 8 年消防庁告示第 2 号）第 8 第 5 号の規定に適合するもの又は認定品のものにあつては、位置・構造告示第 3 第 3 号（2）の規定を満たしてい

るものであること。

(図2)



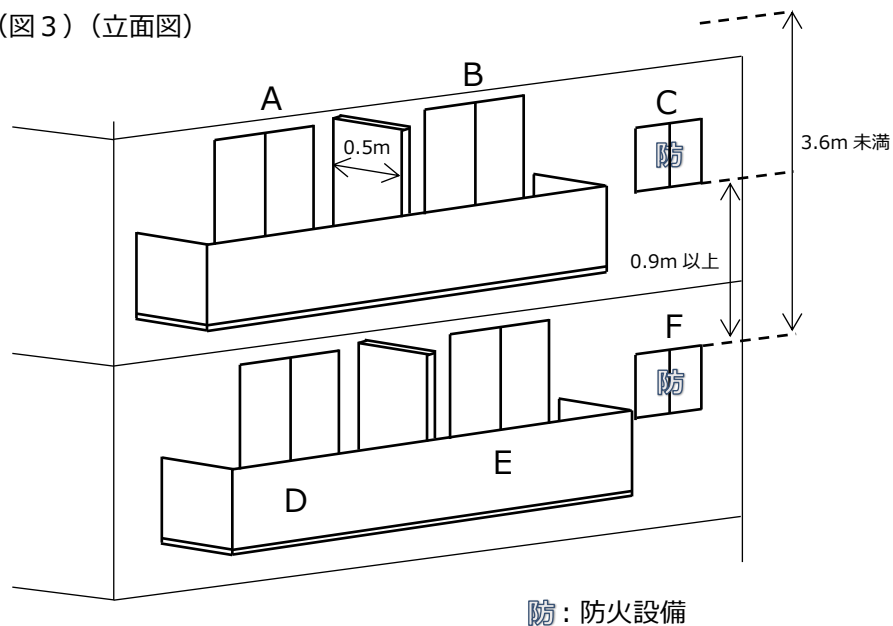
- (ウ) ひさし等に雨水管等を貫通させる場合、開口部の両端より 0.5m以内の前面を貫通させる場合には、雨水管等を不燃材料、又は位置・構造告示第3第4号木による区画貫通処理を施すこと。

なお、開口部を防火設備とした場合でも同様の処理を施すこと。

- (工) 位置・構造告示第3第3号(2)に規定する「当該住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部相互間の距離が、0.9m以上」は、次の例により取り扱うこと。

- a AとBの水平距離が0.9m以上ない場合は、Aの高さ以上で幅0.5m以上の袖壁が必要となる。(図3) 参照
- b AとDの垂直距離が0.9m以上ない場合は、幅0.5m以上のひさし等がDの開口部の端より左右それぞれ0.5m以上の長さが必要となる。(平面図 $a \geq 0.5m$ 、 $b \geq 0.5m$)
- c Aの面するひさし等に腰壁(当該部分の共住区画と同等の構造及び耐火性能のものに限る。)が設けられており、当該腰壁を含めてAとDが0.9m以上離隔される場合にあっては、AとDの垂直距離が0.9m以上あるものとして扱う。(平面図 a は制限なし)
- d CとEの水平距離及び垂直距離が0.9m以上の場合は、ひさし等がなくても防火設備の措置は不要であること。
- e ひさし等がない場合、CとFの垂直距離が0.9m以上3.6m未満であれば防火設備の措置が必要となる。

(図3)(立面図)

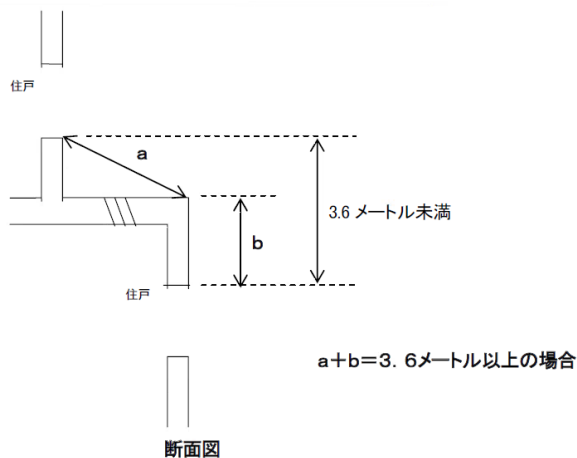
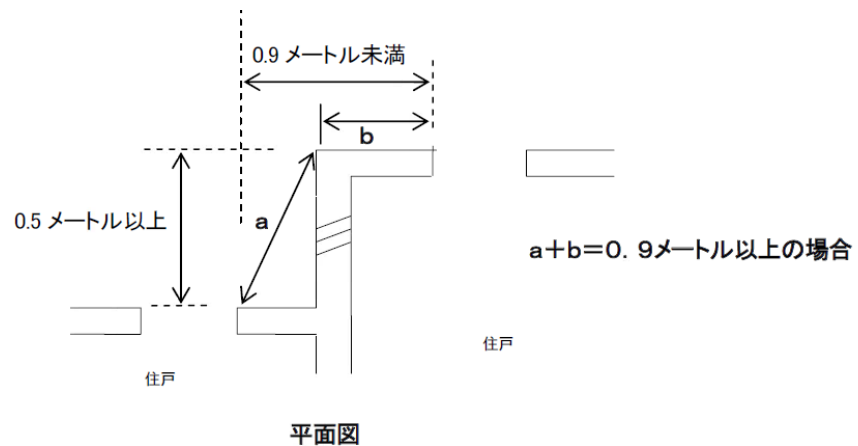


(ひさし等の平面図)



(オ) 下図の例に示す場合、住戸等の外壁面に面する開口部は、当該住戸等に隣接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から位置・構造告示第3第3号(2)に規定する「防火上有効に遮られている」ものとみなして差し支えないこと。

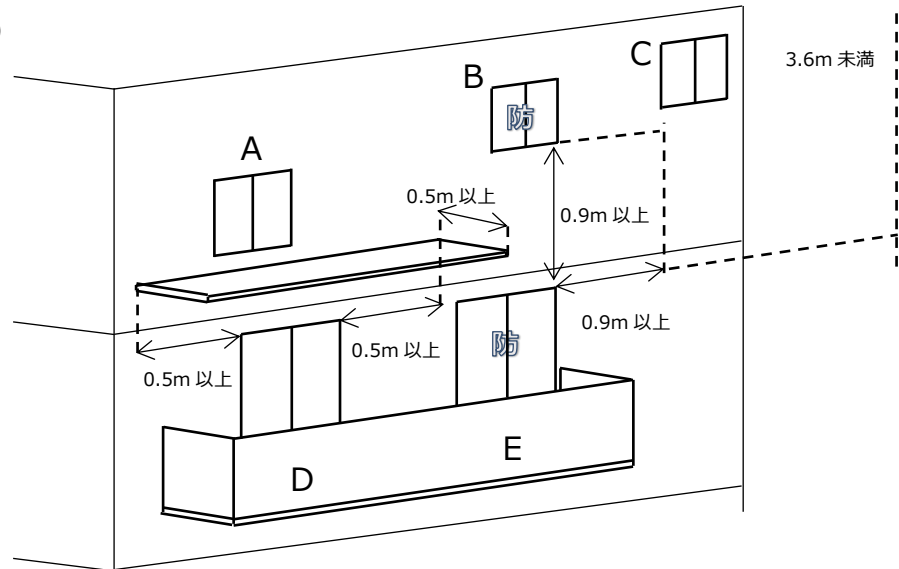
(図4)



(カ) 上下に設けられた開口部にひさし等を設ける場合で、かつ、上下の開口部の大きさが異なるもの及び水平距離が異なるものについては、次の例により取り扱うこと。

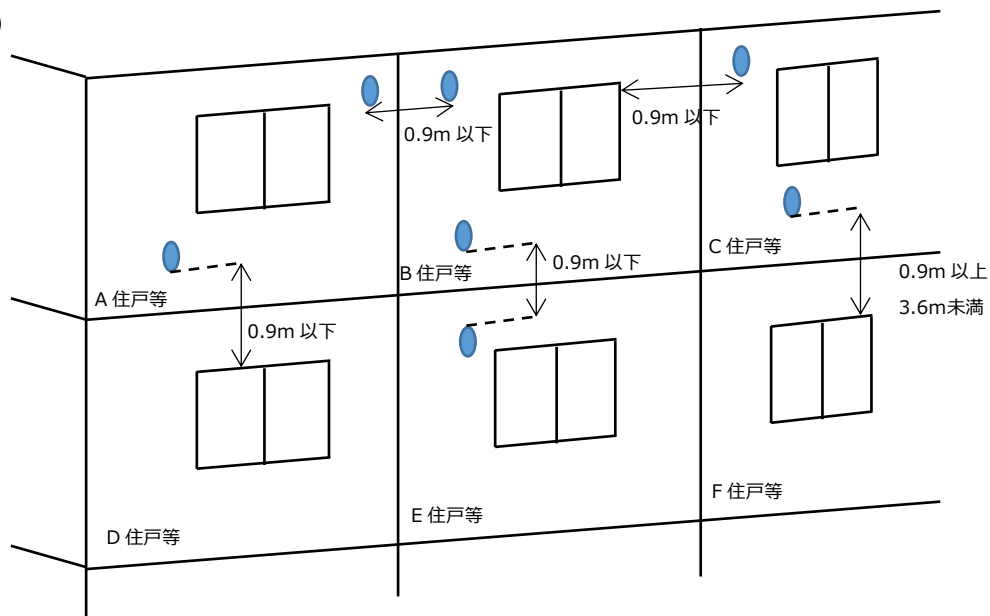
- a 上下の開口部の大きさが異なるAとDの垂直距離が0.9m以上ない場合は、幅0.5m以上のひさし等がDの開口部の端より左右それぞれ0.5m以上の長さが必要であること。
- b CとEの水平距離及び垂直距離が0.9m以上の場合は、ひさし等がなくても防火設備の措置は不要であること。

(図 5)



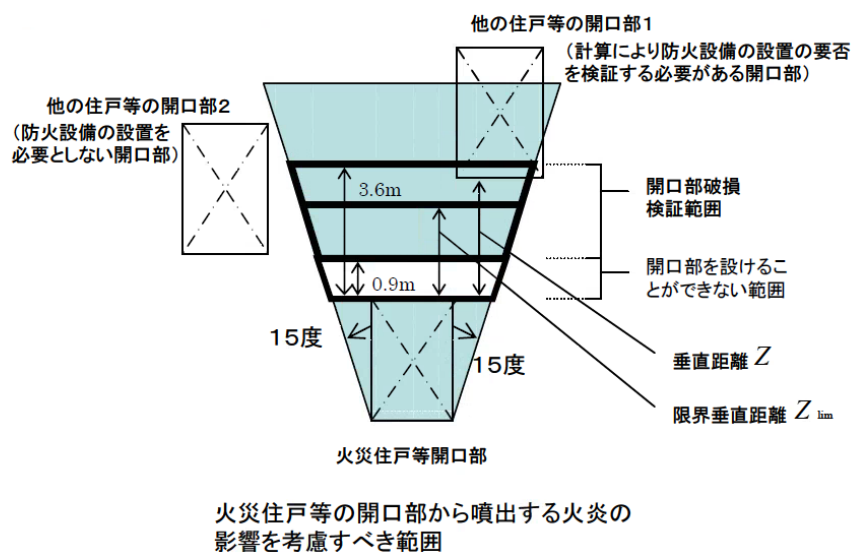
- (キ) 上下に設けられた開口部（相互間の距離が 3.6m以上であるものを除く。）の外壁面に日除け、格子等（侵入及び転落防止ルーバー、目隠しスクリーンその他これらに類するものをいう。）を設ける場合は、火災発生時に延焼媒体となる可燃性素材のものをを用いないこと。
- (ク) 開口部のうち換気口等は、次により取り扱うこと。（図 6 参照）
- a A 住戸等と B 住戸等の相互間の水平距離が 0.9m以下の部分に換気口等を設ける場合は、直径 0.15m以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が 0.01 m²以下の換気口等とする必要があること。
 - b B 住戸等の開口部と C 住戸等の換気口等の水平距離が 0.9m以上ない場合は、直径 0.15m以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が 0.01 m²以下の換気口等とする必要があること。
 - c D 住戸等の開口部と A 住戸等の換気口等の水平距離が 0.9m以上ない場合は、直径 0.15m以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が 0.01 m²以下の換気口等とする必要があること。
 - d B 住戸等と E 住戸等相互間の垂直距離が 0.9m以下の部分に換気口等を設ける場合は、直径 0.15m以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が 0.01 m²以下の換気口等とする必要があること。
 - e C 住戸等の換気口等と F 住戸等の開口部の垂直距離が 0.9m以上であれば、直径 0.15m以下の換気口等とした場合、換気口等に防火設備の措置は不要であること。

(図6)



(ケ) 位置・構造告示第3第3号(2)口に規定する「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたもの」とは、住戸等と区画を介して隣接する他の住戸等の開口部が、次に定める基準に適合しているものをいうことができるものであること。

(図7) (火災住戸等の開口部から噴出する火炎の影響を考慮すべき範囲)



- a 火災が発生した住戸等（以下この章において「火災住戸等」という。）の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に 15°開いた範囲外に存する他の住戸等の開口部には、防火設備を設けないことができること。この場合において、火災住戸等の開口部が、四角形以外の形状（以下この項において「円等」という。）の場合は、当該円等が内接する長方形を当該住戸等の開口部とみなすものであること。
- b 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に 15°開いた範囲内に存する

他の住戸等の開口部のうち、開口部相互間の垂直距離が 3.6m以下の範囲（火災住戸等の開口部の上部 0.9mの範囲を除く。以下この項において「開口部破損検証範囲」という。）については、上下の開口部間の垂直距離 Z が、次の a から f までの手順により求めた限界垂直距離 Z_{lim} より小さい場合に、当該他の住戸等の開口部（図 7 中の他の住戸等の開口部 1 をいう。）に防火設備を設けること。

ただし、当該他の住戸等の開口部が換気口等であり、かつ、防火設備が設けられた直径 0.15m以下のもの又は開口部の面積が 0.01 m²以下のものにあつては、この限りでない。

- c 開口部破損検証範囲にある他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差は次により求めること。

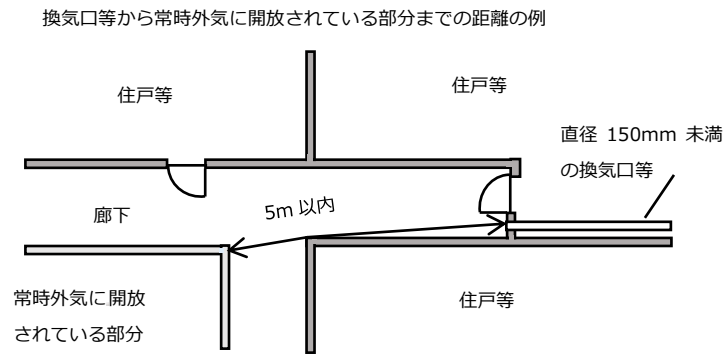
平成 17 年 8 月 12 日消防予 188 号「特定共同住宅等における必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」第 2. 3. (2) 参照

イ 住戸等と共用部分を区画する壁

住戸等と共用部分を区画する壁は、位置・構造告示第 3 第 3 号（3）によるほか、次によること。

- (ア) 位置・構造告示第 3 第 3 号（3）イに規定する「主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの」とは、常時閉鎖式の防火戸であつて、煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火戸は含まれないものであること。
- (イ) 住戸等と共用部分を区画する壁に開口部を設ける場合は、次によること。
- a 開口部及び換気口等を設ける場合は、次によること。
- (a) 主たる出入口に設けられる開口部 常時閉鎖式の防火戸
- (b) 主たる出入口以外に設けられる開口部 防火設備
- (c) 直径 0.15m未満の換気口等（開放性のある共用部分に面するものに限る。）
- (d) 直径 0.15m以上の換気口等（防火設備が設けられているものに限る。）
- (e) (c) 及び (d) に掲げるもののほか、開放性のある共用部分以外の共用部分に面し、かつ、防火設備が設けられている換気口等
- (ウ) 位置・構造告示第 3 第 3 号（3）イ（イ）に規定する「開放性のある共用部分」とは、共用部分の全部又は一部が、常時外気に開放されている部分をいい、次の a から c までのすべてに適合するものをいう。（図 8 参照）
- a 換気口等から常時外気に開放されている部分までの距離が 5 m以内であるものであること。
- b 常時外気に開放されている部分の開口部の大きさは、2 m²以上であること。
- c 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さが 1 m以上常時外気に開放されているものであること。

(図 8)



(工) 換気口等の風道が住戸等と共用部分を区画する壁を貫通する部分のうち、当該貫通する部分にやむを得ず防火設備が設けられない場合は、次の a 及び b に掲げる場合は、風道及び貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして取り扱うことができること。

a 当該貫通する部分から常時外気に開放されている部分までに使用する風道の厚さが 1.5 mm 以上の鉄板としたもの、又は風道の厚さが 0.8 mm 以上の鉄板とし、かつ、厚さ 25 mm 以上の金属以外の不燃材料（例 ロックウール）を被覆したものであること。

b 風道（直径 0.15m 以上のものに限る。）の常時外気に開放されている部分には、防火設備が設けられていること。

ウ 開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等の住戸等と共用部分を区画する壁に開口部を設ける場合は、次によること（共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）。

(ア) 位置・構造告示第 3 第 3 号（3）ロに規定する「開口部の面積の合計」には、換気口等を含める必要はないこと。

(イ) 開口部に常時閉鎖式の特定防火設備を設けた電気室、受水槽室等の機械室は一の開口面積が 4 m² 以上であっても差し支えない。

(ウ) 住戸等と住戸等を区画する壁

住戸等と住戸等を区画する壁には、開口部を設けることはできないものであること。したがって、換気口等の風道が、住戸等から共用部分を経て、また、住戸等へ貫通する施工方法は、認められないものであること。

エ 共住区画を貫通する配管等

共住区画を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの及び貫通部分に設ける開口部は、位置・構造告示第 3 第 3 号（4）によるほか、6 区画貫通及び耐火性能に定めるところによること。

6 区画貫通及び耐火性能

共住区画を配管等が貫通することは、原則として認められないものである。

ただし、必要不可欠な配管等であって、当該区画を貫通する配管等及び当該貫通部（床を貫通する配管等については、住戸等と地下ピット部分を除く。以下この章において同じ。）について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の

貫通が認められるものである。この場合において、当該区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部が、区画貫通告示によるものの他、次に定めるところによる場合は、位置・構造告示第3第3号(4)の規定に適合するものとして認めて差し支えないものであること。

(1) 配管等の用途

共住区画を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの（以下この項において「配管等」という。）の用途は、次のアからクまでに掲げるもの又はこれらに類するものであること。

- ア 給排水管
- イ 通気管
- ウ 空調用冷温水管
- エ ガス管
- オ 冷媒管
- カ 配電管
- キ 通信線
- ク 燃料供給配管

ただし、燃料供給配管は、次の（ア）から（ウ）までに適合するものに限る。

（ア） 配管の用途は、特定共同住宅等の住戸等に設けられている燃焼機器に、灯油又は重油を供給するものであること。

（イ） 配管は、JIS H3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。

（ウ） 配管及び燃料供給施設が「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け消防危第81号）に適合するものであること。

(2) 配管等の種類

共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- ア JIS G3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- イ JIS G3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管）
- ウ JIS G3452（配管用炭素鋼管）
- エ JIS G3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）
- オ JIS G3459（配管用ステンレス鋼鋼管）
- カ JIS G5525（排水用鋳鉄管）
- キ 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- ク JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- ケ JWWA K140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- コ JWWA G115（水道用ステンレス鋼鋼管）
- サ 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）
- シ WSP 011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- ス WSP 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

セ WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

ソ WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

(3) 配管等及び貫通部の耐火性能

床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能は、区画貫通告示によるものとする。

(4) 耐火性能を有する範囲

配管等が、共住区画を貫通する場合においては、これらの配管等の構造は、次のいずれかに適合するものとする。

ア 配管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に 1 m 以内の距離にある部分を前 (2) に掲げる配管等とすること。ただし、貫通部から 1 m 以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合で、次の (ア) 及び (イ) に適合する場合は、この限りでない。

(ア) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

(イ) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

イ 配管等の外径が、当該配管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。(第 1 表参照)

第 1 表

給水管の用途	覆いの有無	材質	配管等の外径	配管等の肉厚
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	90mm	5.5mm 以上
			115mm	6.6mm 以上
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	90mm	5.5mm 以上
排水管（雨水管含む。）及び排水管に付属する通気管	覆いの無い場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	61mm	4.1mm 以上
			90mm	5.5mm 以上
	厚さ 0.5mm 以上の鉄板で覆われている場合		90mm	6.6mm 以上
			90mm	5.5mm 以上
			115mm	6.6mm 以上
			115mm	7.0mm 以上

備考 1 準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件 (平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1422 号) の一部抜粋

2 共住区画を貫通する配管等は、通常の火災の火熱に 1 時間耐える性能を有する必要があること。

3 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。

ウ 区画貫通告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものであること。

なお、消防防災用設備機器性能評定委員会 ((一財)日本消防設備安全センター) に設置において性能評定されたものを、当該評定条件に基づき施工されたものであること。

ただし、建基令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号ハに適合する国土交通大臣の認定を受けたもの（防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 60 分間防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものに限る。）で、次によるものについては、性能評定されたものと同等のものとして、取り扱うことができる。

（ア） 国土交通大臣の認可を受けた指定性能評価機関が行った区画貫通告示に適合していると認められる資料（以下この項において「耐火性能試験成績書」という。）を建築確認申請書に添付又は中間検査時に消防機関に提出すること。

（イ） 耐火性能試験成績書には、区画貫通告示第 3 各号に掲げる耐火性能試験を実施した内容が容易に判断できる資料を添付すること。

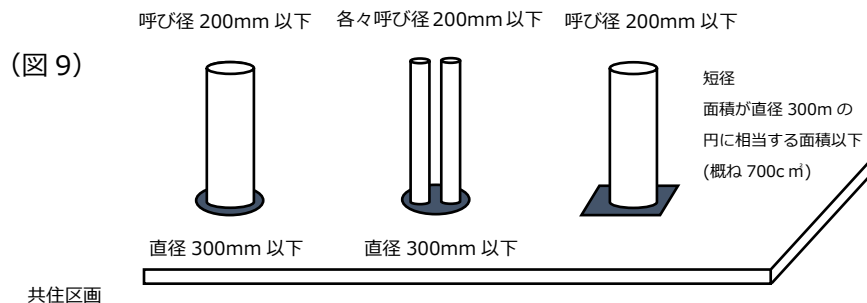
（ウ） 耐火性能試験成績書には、区画貫通告示第 3 各号に掲げる耐火性能試験を実施した結果の合否が断できる資料を添付すること。

（５） 配管等の設置

床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、位置・構造告示第 3 第 3 号（４）によるほか、次によること。

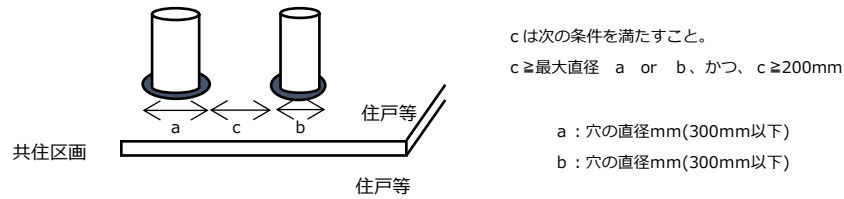
ア 位置・構造告示第 3 第 3 号（４）ロに規定する「配管等の呼び径は、呼び径が 200 mm 以下」及び同号ハに規定する「配管等を貫通させるために設ける開口部は、内部の断面積が直径 300 mm の円の面積以下」は、下図の例によること。（図 9 参照）

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が 300 mm の円に相当する面積以下であること。

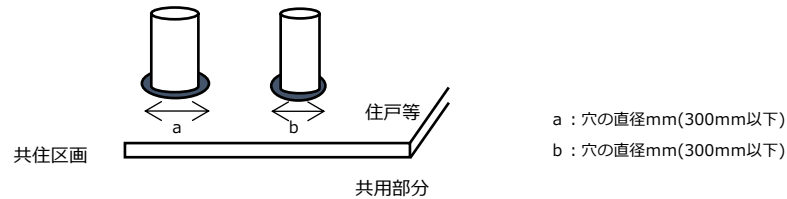


イ 位置・構造告示第 3 第 3 号（４）二に規定する「配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁に 2 以上設ける場合にあつては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が 200 mm 以下の場合にあつては、200 mm）以上」は、下図の例によること。（図 10 参照）

(図 10) (住戸等と住戸等の共住区画に設ける配管等を貫通させるために設ける開口部の場合)



(住戸等と共用部分の共住区画に設ける配管等を貫通させるために設ける開口部の場合)



(6) 配管等の貫通部の処理

配管の貫通部の処理は、次による方法により完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工とすること。

ア セメントモルタルによる方法

- (ア) 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
- (イ) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。
- (ウ) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

イ ロックウールによる方法

- (ア) JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールですき間を充填すること。
- (イ) ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と 50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

(7) 可燃物への着火防止措置

熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれ（配管等の表面から 150 mmの範囲に可燃物が存する場合）のある場合には、ア又はイの措置を講ずること。

ア 可燃物への接触防止措置

- (ア) に掲げる被覆材を（イ）に定める方法により被覆すること。

(ア) 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

(イ) 被覆方法

(床を貫通する場合)

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 mm 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆する。
100 mmを超え 200 mm 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(壁を貫通する場合)

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 mm 以下	貫通部の壁の両面から左右 30 cmの範囲に一重に被覆する。
100 mmを超え 200 mm 以下	貫通部の壁の両面から左右 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

イ 給排水管の着火防止措置

次の（ア）又は（イ）に該当すること。

（ア） 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

（イ） 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150 mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

（８） 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次のア又はイによること。

ア 保温材は、前（７）アに掲げる材料を用いること。

イ 給排水管にあっては、JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、前（６）及び（７）の規定について、特に留意すること。

（９） 配管等の接続

配管等を前（４）アの範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

ア 配管等は、令８区画を貫通している部分において接続しないこと。

イ 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

（ア） メカニカル接続

- a ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下この項において同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- b 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- c あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれないように挿入すること。

- d 押し輪又はフランジで押さえること。
 - e ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。
- (イ) 差込み式ゴムリング接続
- a 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること。
 - b ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
 - c ゴムリングの内面にシーリング剤を塗布すること。
 - d 挿入管の差し口にシーリング剤を塗布すること。
 - e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。
- (ウ) 袋ナット接続
- a 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
 - b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
 - c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
 - d 袋ナットを受け口にねじ込むこと。
- (エ) ねじ込み式接続
- a 挿入管の差し口端外面に管用テーパをねじ切ること。
 - b 接合剤をネジ部に塗布すること。
 - c 継手を挿入管にねじ込むこと。
- (オ) フランジ接続
- a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
 - b 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
 - c 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。
 - d 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと
- (10) 配管等の支持
- 配管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。
- (11) 電気配線
- 電気配線が住戸等とパイプシャフト等の共用部分との間を貫通する場合は、次によることができる。
- ア 当該区画を直接貫通する場合の配管等は、財団法人日本建築センターの「ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法」により施工（以下「BCJ 工法」という。）すること。
- イ 金属管、合成樹脂管及びこれらに類する配管が床に埋設して共住区画を貫通する場合は、当該区画を介して 1 m 以上の部分を埋設し、かつ、埋設口及び配線とのすきまを不燃材で充填すること。

(12) 乾式壁（中空壁）の貫通部の処理

乾式壁（中空壁）の部分にスイッチ、コンセントその他これらに類するもの（以下この項において「スイッチ等」という。）を設置する場合は、次のいずれかによること。

ア 消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたものを、当該評定条件に基づき施工されたもの、又は前（４）アただし書きで定める国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ 建基令 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号イの規定に適合し、かつ、次のすべての条件を満たすこと。

（ア） スイッチ等の配線は、不燃材料の配管内に収めること。

（イ） スイッチボックス、コンセントボックスその他これらに類するもの（以下この項においてスイッチボックス等という。）は、不燃材料で造ること。

（ウ） 配電管と共住区画及び配電管とスイッチボックス等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

（エ） 配電管の端口は、モルタルその他の不燃材料で埋めること。

（オ） スイッチボックス等が、当該共住区画の両側に対面する位置に当該共住区画を欠き込んで設けられていないこと。

7 構造類型

特定共同住宅等の構造類型は、構造類型告示の規定によるほか、次によること。

ア 二方向避難型特定共同住宅等

構造類型告示第 3 に規定する二方向避難型特定共同住宅等の判断基準は、次によること。

（ア） 二方向避難の判断基準

二方向避難とは、すべての住戸等（住戸、共用室及び管理人室に限る。以下この項において同じ。）から避難階又は地上に通ずる安全な避難のための経路を 2 以上確保することにより、出火場所がどこであっても、それぞれ一の経路は安全に利用できる避難の状態をいう。この場合、避難経路に火災住戸等内の間取りを考慮する必要はなく、また、連続したバルコニー等を経由する場合は、1 住戸等以上隔てた住戸等内を経由する原則により、判定するものであること。

（イ） 避難上有効なバルコニー

構造類型告示第 3 第 1 号に規定する「避難上有効なバルコニー」とは、次の a から e までのすべてに適合するものであること。

a バルコニー等は、直接外気に開放され、バルコニー等に面する住戸等の外壁に設ける開口部は、構造類型告示第 3 第 2 号（3）の規定の例により、設けられていること。

b 避難上支障のない幅員（60 cm 以上）及び手すりその他の転落防止のための措置を講じたものであること。

なお、車いす利用者等の避難を考慮した場合、80 cm 以上の幅員を有していることが望ましいものであること。

c 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。

なお、他の住戸等の避難上有効なバルコニーが隔壁等によって隔てられている場合は、構造類型告示第3第2号(4)の規定の例によるほか、(力)で定める例により設けること。

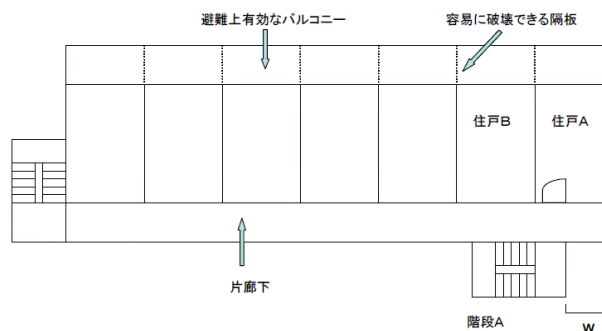
d バルコニー等の面積は、2㎡以上とし、奥行きは75cm以上であること。

e バルコニー等の床は、構造耐力上安全なものとする。

(ウ) 廊下型特定共同住宅等の階段室等の位置

構造類型告示第3第2号(1)に規定する「階段室等は、廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、階段室等が廊下の端部に面して設けられていることをいうほか、図11の例に示すように、階段室等が廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の主たる出入口に面していることを指すものであること。これは、廊下の端部に位置する住戸等に隣接する住戸等（ここでは住戸Bを指す。）が火災になっても、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難できるようにするため、Wは廊下の端部に位置する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の幅以下とするものであること。

(図11) (二方向避難型の廊下型特定共同住宅等として認められる例)



(エ) バルコニー等

構造類型告示第3第2号(2)に規定する「バルコニーその他これらに類するものが避難上有効に設けられている」とは、前(イ)(cを除く。)を準用するほか、バルコニー等から他の住戸等のバルコニー等又は当該住戸等のバルコニー等に設置されている避難器具により避難階段まで安全に避難できるものであること。

(オ) 避難上有効な開口部

避難上有効な開口部は、構造類型告示第3第2号(3)の規定によるほか、次によること。

a 床面から開口部下端までの高さは、住戸等側及びバルコニー等側のいずれからでも15cm以内である必要があるものであること。

b 開口部に鍵付き開口制限ストッパーその他住戸等側から容易に避難することを妨げる機構の鍵を設けた場合は、避難上有効な開口部として認められないものであること。

ただし、サムターン錠、クレセント錠等の避難の際、鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉にあっては、この限りでない。

(カ) 隔板等

隔板等は、構造類型告示第3第2号(4)に規定するほか、次によること。

- a 隔壁等の大きさは、おおむね幅 60 cm以上、高さ 80 cm以上、下端の床面からの高さは 15 cm以下とすること。
- b 隔壁等の材質は、難燃材料とし、容易に破壊できるものであること。
- c 構造類型告示第 3 第 2 (4) に規定する表示は、当該隔壁等の地色と文字の色が相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものとし、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、退色、変形等が生じないものであること。

隔板等は、容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次の事項が表示されていること。

- 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨
- 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法
- 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

(キ) 避難器具

構造類型告示第 3 第 2 号 (5) に規定する「避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）」をバルコニー等に設置する場合は、次によること。

- a 立ちかけはしご、つり下げはしご、緩降機、すべり棒、避難ロープその他避難器具用ハッチに格納された避難器具以外の避難器具は、構造類型告示第 3 第 2 号 (5) に規定する避難器具として用いることができないものであること。
- b 避難器具は、令第 25 条に定める技術上の基準の例により設置すること。

なお、11 階以上の階については、二方向避難型特定共同住宅、二方向避難・開放型特定共同住宅に限り、避難器具の設置を認めるものとし、これ以外のものについては自主設置とする。

(ク) 避難経路

構造類型告示第 3 第 1 号及び第 2 号 (5) に規定する「避難経路」は、次によること。

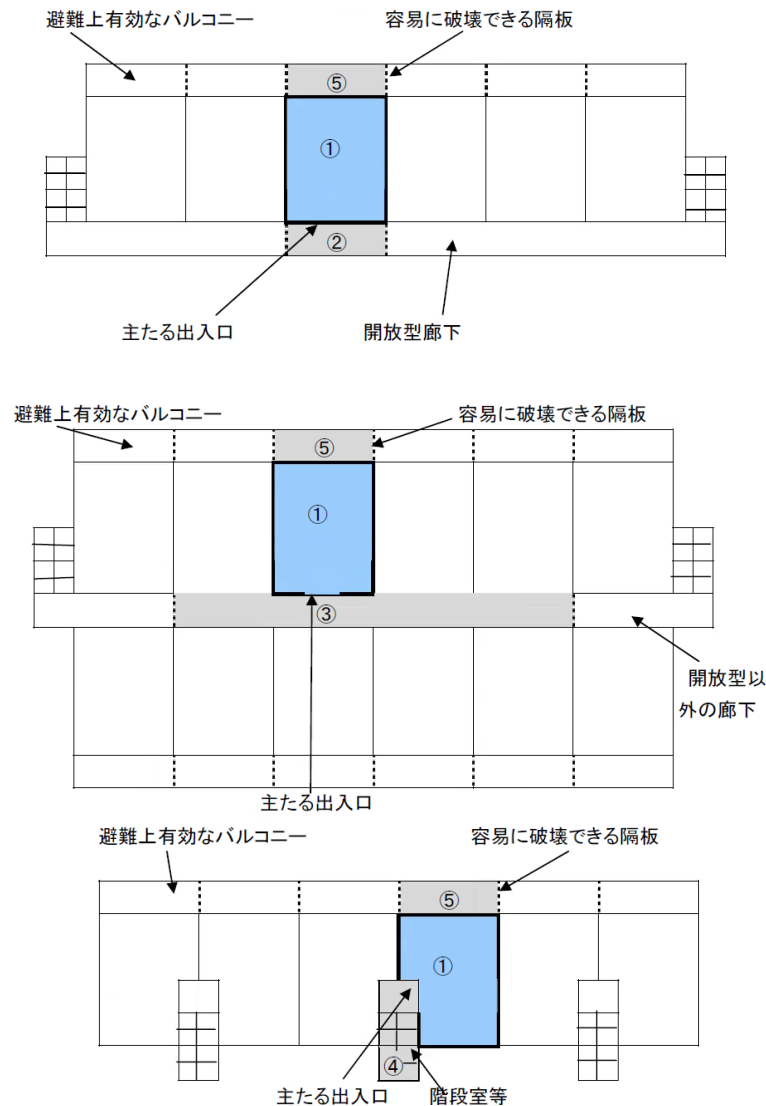
- a 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室については、構造類型告示第 3 第 1 号に規定する「2 以上の異なった避難経路」の検証を行う必要はないこと。
- b メゾネット型住戸等（就寝を伴わず浴室が組み込まれていないものを除く。）についても各階ごとに 2 以上の避難経路を確保する必要があること。この場合において、メゾネット型住戸等の主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができるものであること。
- c 避難上有効なバルコニー及びバルコニー等を経由する避難経路には、同一階において火災住戸等に隣接する住戸等内を経由するものは含まないものであること。
- d 構造類型告示第 3 第 1 号及び第 2 号 (5) に規定する「避難経路」には、次の a から e までに定める部分については、含まれないものであること。（図 11 参照）

(a) 火災住戸等

(b) 開放型廊下の火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分

- (c) 開放型廊下以外の廊下の階段室等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分
- (d) 階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等
- (e) 火災住戸等のバルコニー等

(図 12)



イ 開放型特定共同住宅等

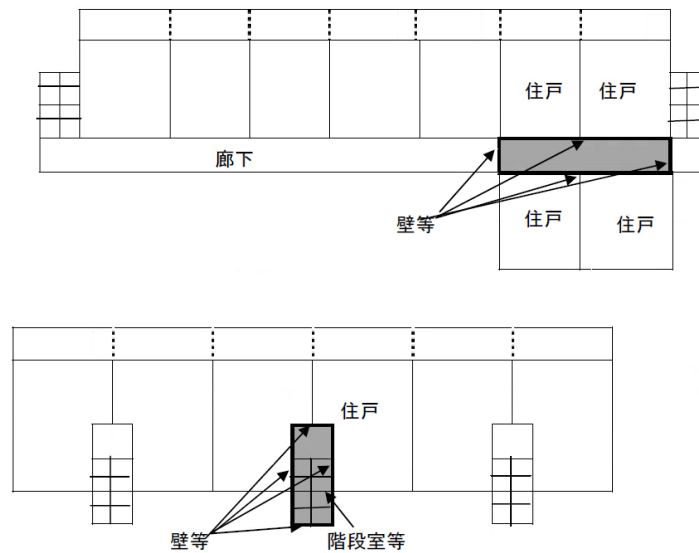
構造類型告示第 4 に規定する開放型特定共同住宅等の判断基準は、次によること。

(ア) 開放型廊下及び開放型階段と認められない特定共同住宅等

次に掲げる特定共同住宅等は、構造類型告示第 4 第 1 号に規定する「廊下及び階段室等が開放性を有すると認められるもの」以外のものとして開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。

- a 廊下型特定共同住宅等のうち、住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の 4 面が壁又は扉等により囲まれている部分が存するもの (図 12 参照)
- b 階段室型特定共同住宅等のうち、住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の 4 面が壁等により囲まれている部分が存するもの (図 13 参照)

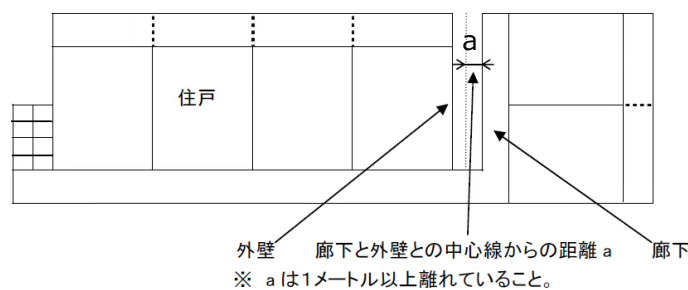
(図 13)



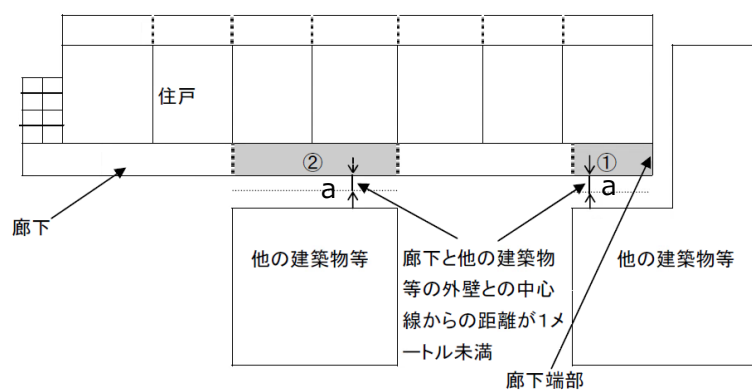
(イ) 開放型廊下及び開放型階段の位置

- a 構造類型告示第4第2号(1)の規定により、「すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等との外壁との中心線から1m以上離れていること」が必要とされているが、ここでいう「他の建築物等との外壁」には、他の建築物等の外壁のほか、同一の特定共同住宅等の外壁、廊下及び階段室等に面した当該特定共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等を含むものであること。(図14、15参照)

(図 14)



(図 15)



b 開放型廊下又は開放型階段室等のうち、その一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満であるときの取り扱いは、次によること。

(a) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満である部分が廊下端部を含まない場合で当該部分を構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなすか、カ(ア)aに定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を同号(4)イ(ロ)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ1.8mをいう。)まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁の中心線から1m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。

(b) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満である部分が廊下端部を含む場合で、当該部分を構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定を満たせば当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。

c 他の建築物等の外壁のうち、次に掲げる構造のものについては、当該部分は他の建築物等の外壁の中心線から1m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。

(a) 多段方式の機械式駐車場(廊下及び階段室に面して壁が設けられていないものに限る。)

(b) カーポート、サイクルポート

(c) 不燃材料で造られたメッシュフェンス、ネットフェンス等

(d) 廊下の手すり等の高さに満たない塀、擁壁等

(ウ) 特定光庭

構造類型告示第4第2号(2)に規定する「すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していないこと」は、第6特定光庭の取り扱いで定めるところにより検証し、判断すること。

(エ) エントランスホール等

直接外気に開放されていないエントランスホール等(以下この(エ)において「エントランスホール等」という。)は、構造類型告示第4第2号(3)の規定によるほか、次によること。

a 構造類型告示第4第2号(3)イに規定する「エントランスホール等に面する住戸等」には、倉庫、電気室、受水槽室、ポンプ室、機械室その他これらに類する室又は就寝を伴わず、浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室は含まれないものであること。

また、「エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路」は、避難階において一以上の経路があれば足りるものであること。

b エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路は、避難階の廊下又は階段室等から直接屋外に避難することができるものであること。

ただし、次の(a)から(c)までに掲げるすべての条件に適合する場合は、共用部分をエントランスホール等を経由しない避難経路とすることができる。

- (a) 避難経路の有効幅員が 1.5m以上あること。
- (b) 直接外気に開放されている開口部を有していること。
- (c) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものであること。
- c 構造類型告示第 4 第 2 号 (3) 口の規定により「当該エントランスホール等と特定共同住宅等の部分を区画する床又は壁に開口部を設ける場合にあつては、防火設備であるはめごろし戸が設けられているものに限る」とされているが、開口部に防火設備であるはめごろし戸を設けなければならない部分とは、吹抜き等によりエントランスホール等が 2 以上の階に渡る場合をいい、当該吹抜きに面する避難階以外の階の住戸等及び共用部分（外壁に面する部分を除く。）に開口部を設ける場合は、はめごろし戸の防火設備以外は設けられないものであること。
- (オ) 開放性の判断基準

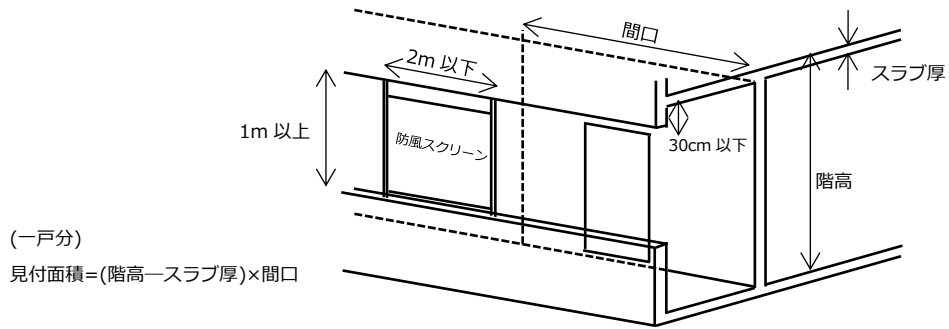
構造類型告示第 4 第 2 号 (4) 及び (5) に規定する廊下及び階段室等の開放性の判断基準は、次によること。

 - a 火災が発生した場合に当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室等の開放性の検証を行うこと。

ただし、倉庫、電気室、受水槽室、ポンプ室、機械室その他これらに類する室又は避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室が面する共用部分については、開放性の検証を要しないこと。
 - b 一の特定共同住宅等に、階段室型及び廊下型が混在する場合は、それぞれの判断基準に従い開放性の検証を行うこと。
 - c 構造類型告示第 4 第 2 号 (4) イ (イ) 若しくは (ロ) 又は同号 (5) イ若しくはロの規定は、設計者により、いずれかを選択することができるものであること。

ただし、開放型特定共同住宅等の一の階において、異なる検証方法を混在することは認められないものであること。
 - d 住戸、共用室及び管理人室が存しない階、メゾネット型で廊下が存しない階は開放性の検証を要しないこと。
 - e 廊下と一体的な空間を有していると認められる廊下と門扉で区画されている玄関前ポーチ（住戸、管理人室又は共用室の専有部として使用される部分）は、廊下として取り扱い、開放性の検証を行うこと。
- (カ) 開放型廊下の判断基準（構造類型告示第 4 第 2 号イ (イ) 関係）
 - a 構造類型告示第 4 第 2 号 (4) イ (イ) の開放型廊下の判断基準の適用については、下図の例によること。（図 16 参照）

(図 16)



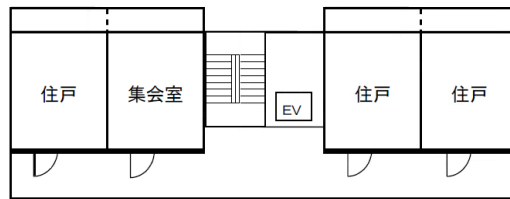
b 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aに規定する「見付面積」とは、住戸、共用室及び管理人室（避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除く。）の廊下に面した部分の幅に、当該住戸、共用室及び管理人室の階高からスラブ厚を減じた高さを乗じて得た数をいうものであること。

c 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aに規定する「当該階の見付面積」として算入する部分及び外気に面する部分は、下図に示す例によること。(図 17 参照)

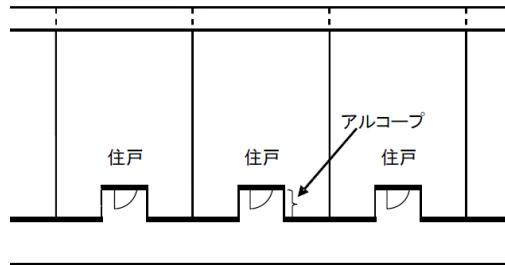
(図 17)

—※見付け面積に算入する部分

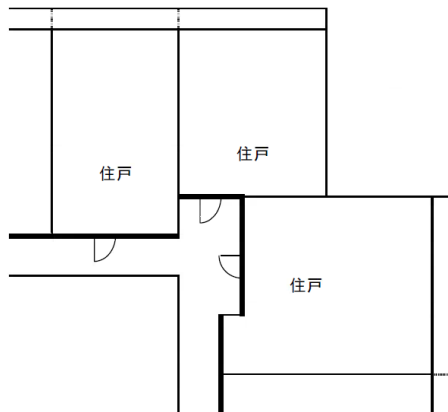
(例 1)

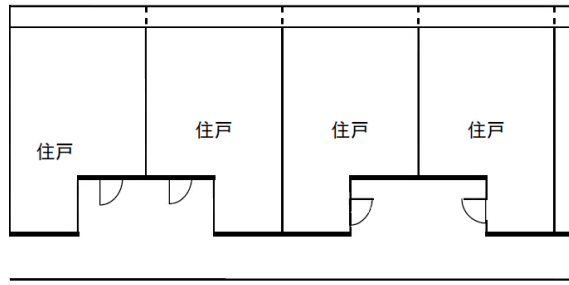


(例 2)



(例 3)

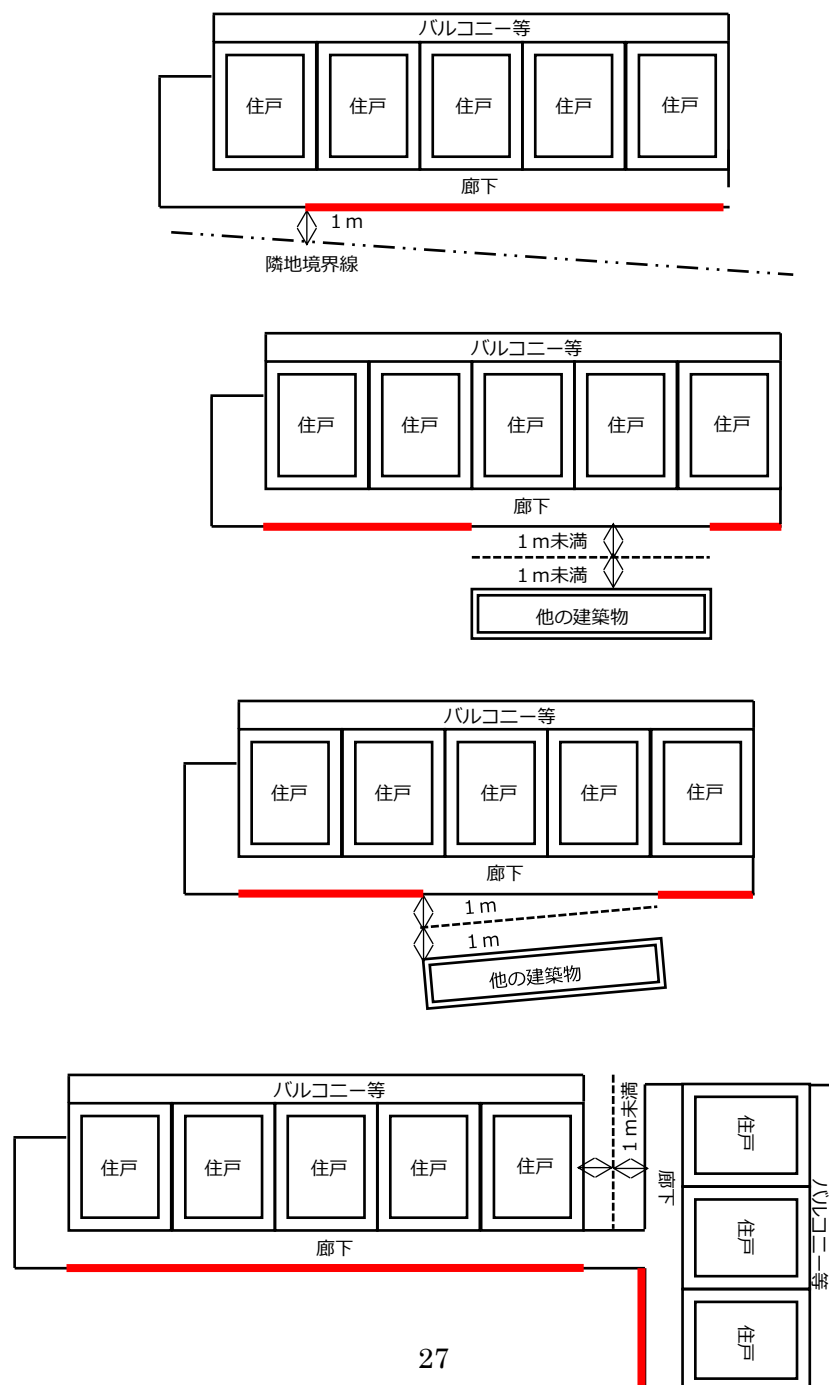




(例 4)

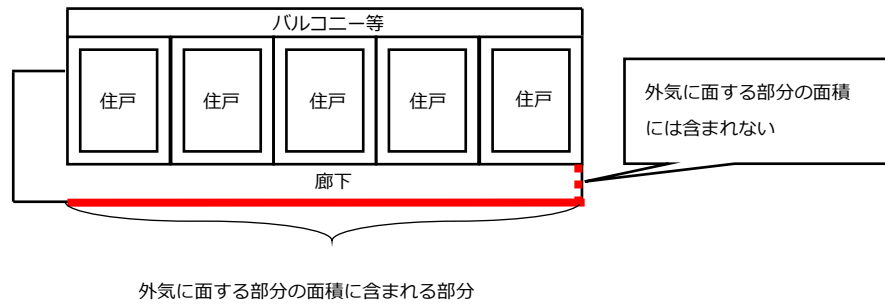
d 隣地境界線及び他の建築物等との距離による開放型廊下の外気に面する部分の判断は、
下図に示す例によること。(図 18 参照)

(図 18)



- e 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aに規定する「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうものであること。(図19参照)

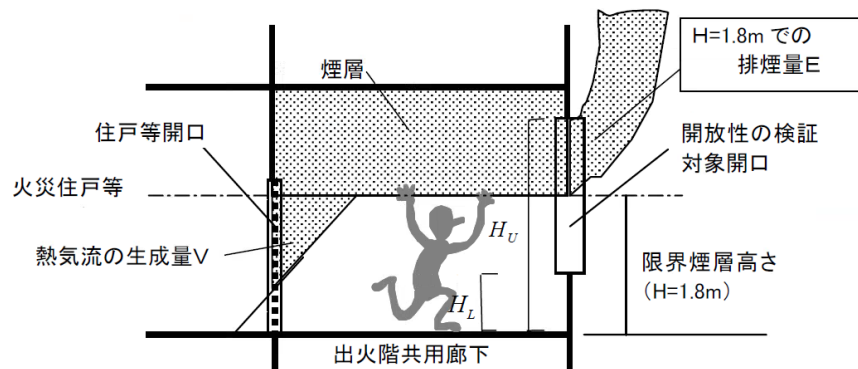
(図19)



- f 廊下に面して開放型階段(廊下と階段の踊り場に高さが30cmを超える垂れ壁等が存しないものに限る。)を設けた場合、外気に面する部分の面積の取り扱いは、開放型階段を外気に面する部分に含めて検証すること(開放型階段が隣地境界線又は他の建築物等との外壁との中心線から1m以上離れている場合に限る。)
- g 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)bからdまでの規定により、「垂れ壁等は、当該垂れ壁の下端から天井までの高さを30cm以下」、「手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1m以上」又は「外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあっては、当該壁等の幅を2m以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を1m以上」とすることとされているが、当該規定に適合しない廊下については、構造類型告示第4第2号(2)イ(ロ)の規定により開放性の判断を行うこと。
- h 廊下に隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の部分が存する場合は、「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなし、外気に面する部分の面積として算入することができないこと。この場合、「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなした部分の幅が2mを超える場合は、構造類型告示第4第2号(4)イロの規定により開放性の判断を行うこと。
- i 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aに規定する「外気に面する部分の面積」には、手すり等の部分が、さく、金網等である場合、当該部分の有効開口率を乗じて得た値を、外気に面する部分の面積を含めることができるものであること。
- j 手すり等の上端に防犯のために設けられるパイプ等の簡易なもので適当な隙間を設けた格子状のもの(以下この項において「防犯格子等」という。)については、手すり等の上端から垂れ壁等までの高さが1m以上である場合又は廊下の床面から設ける場合に限り、設置することができる。
- この場合の外気に面する部分の面積は、当該防犯格子等の有効開口率を乗じて得た値とすること。
- k 廊下の一部に構造類型告示第4第2号(4)ロに規定する「外気に面しない部分」が存する場合は、構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)dに規定する「風雨等を遮るために壁等を設ける場合」に準じて取り扱うこと。

(キ) 廊下に対する煙の降下状況の判断基準（構造類型告示第4第2号（4）イ（ロ）関係）

構造類型告示第4第2号（4）イ（ロ）に規定する住戸等から噴出する煙により、すべての階の廊下において、煙が床面からの高さ 1.8mまで降下しないことの判断基準は、次によること。（図 20 参照）



(図 20)

a 煙が床面からの高さ 1.8mまで降下を確認する方法は、次の（a）から（f）までの手順によること。

- （a） 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を次の式により求めること。

$$Q = 400 A \sqrt{H}$$

Q : 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位 kW）

H : 火災住戸等の一の開口部の高さ（単位 m）

（注）火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。

- （b） 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。

$$m_P = 0.52 A \sqrt{H}$$

m_P : 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量（単位 kg/s）

- （c） 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。

$$P_C = \frac{353}{\left[293 + \frac{Q}{m_P + 0.1 A_C} \right]}$$

P_C : 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下に噴出した熱気流の気体密度（単位 kg/m³）

A_C : 住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の廊下において、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さ（床面からの高さ 1.8mをいう。）まで煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下の水平投影面積（単位 m²）

(d) 廊下における熱気流の発生量を次式により求めること。

$$V = \frac{31.2A\sqrt{H}}{P_c}$$

V : 廊下における熱気流の発生量 (単位 m^3/min)

(e) 廊下における排煙量を次式により求めること。

$$E = \max \left[19L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}, \frac{53.7L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left[\frac{H_U - 1.8}{1.8 - H_L} \right]^2}} \right]$$

E : 廊下における排煙量 (単位 m^3/min)

L : 廊下の有効開口部の長さ (単位 m)

H_U : 床面からの廊下の有効開口部の上端の高さ (単位 m)

H_L : 床面からの廊下の有効開口部の下端 (床面から 1.8m未満の高さにあるものに限る。)の高さ (単位 m)

(f) (e) で求めた廊下における熱気流の発生量が e で求めた廊下における排煙量以下であることを確かめること。

b 前(a)の計算は、平成 19 年 1 月 30 日事務連絡「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 17 年総務省令第 40 号)等の運用に係る計算プログラムの消防庁ホームページへの掲載について」において示す計算プログラムにより実施し、関係図書を添えて建築確認申請書に添付すること(キ(イ)に示す階段室等に対する煙の降下状況の計算をする場合において同じ。)

(計算プログラムの掲載場所)

総務省消防庁 ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

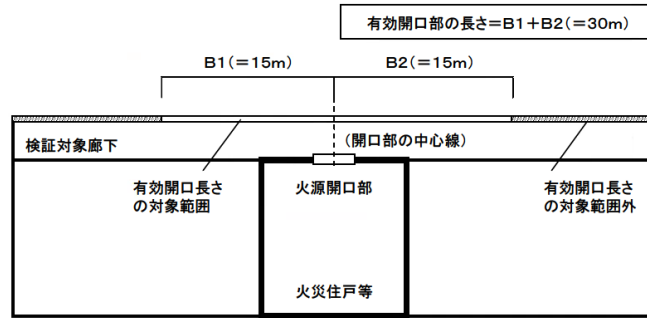
ホーム> 消防防災関係者の方へ> 所管法令・省令・規則検索・告示・通知・通達一覧> 通知・通達 平成 19 年一覧> 平成 19 年 1 月の通知について (平成 19 年 1 月 4 日)

c 開放型廊下の判定は、前(カ)に示す手順により行われるが、火災の発生するおそれがあるすべての住戸等について煙の降下状況を確認する必要があること。

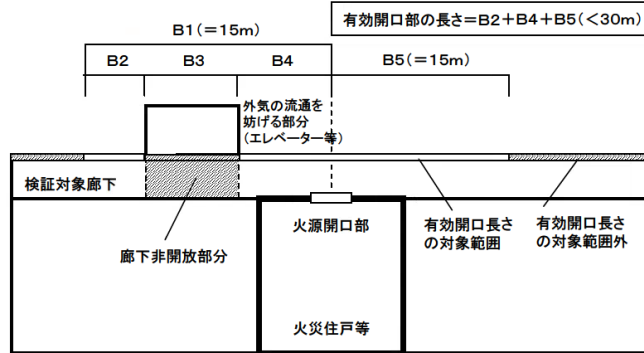
ただし、開放型廊下の形態等から、防火上最も危険な住戸等(廊下の有効開口部の長さが最も短くなる住戸等など)が特定でき、当該住戸等について前アに示す手順により、煙が床面からの高さ 1.8mまで降下しないことを確認できる場合は、一の階について一の住戸等とすることができる。

d a(c)のAC(煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下の水平投影面積)は、廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部(以下このキにおいて「火源開口部」という。)の両側に最大で 30m以内の廊下の水平投影面積をいい、下図の例によること。(図 21 参照)

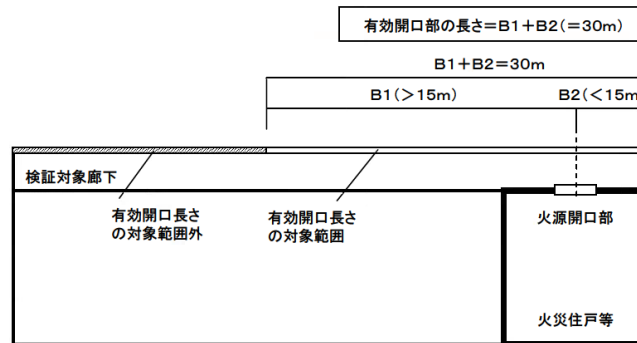
(図 21)



(例 1)



(例 2)



(例 3)

e (キ) a (e) の L (廊下の有効開口部の長さ) は、火源開口部が面する廊下の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の両側に最大で 30m 以内の部分のことをいう。

f 廊下に隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から 1 m 未満の部分が存する場合又は廊下の一部に構造類型告示第 4 第 2 号 (4) 口に規定する「外気に面しない部分」が存する場合は、(キ) a の (e) の L (廊下の有効開口部の長さ) として、算入することができないこと。

g 手すり等の上端又は廊下の床面から上端に防犯格子等を設置する場合は、廊下の有効開口部の長さ、当該防犯格子等の有効開口率を乗じて得られた値をア e の L (廊下の有効開口部の長さ) として用いること。

(ク) 外気に面しない部分 (構造類型告示第 4 第 2 号 (4) 口関係)

a 構造類型告示第 4 第 2 号 (4) 口に規定する「外気に面しない部分」とは、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から 1 m 以下の位置で、周囲の 3 面が壁又は扉等により囲まれている部分が存するものをいう。

b 外気に面しない部分の長さは、原則として廊下の中心線により、計測すること。

ただし、玄関前ポーチその他廊下の中心線により計測し難いものについては、歩行距離により計測すること。

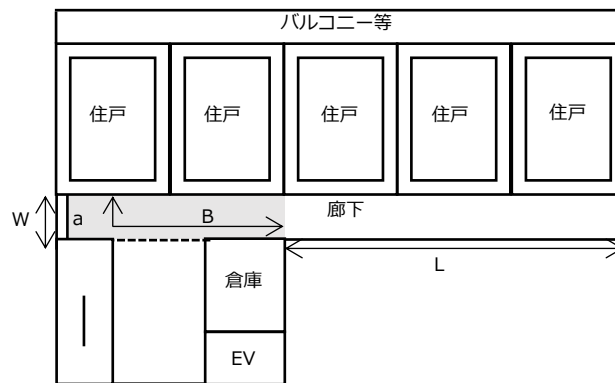
c 廊下の端部に設けられた開口部が、次のいずれかに適合している場合、Bは外気に面しない部分の長さに該当するものであること。(図 22 参照)

(a) 廊下端部に存する開口部 a の幅が、外気に面しない部分の廊下の幅 W 未満のもの

(b) 廊下端部に存する開口部 a の上端の高さが、外気に面している部分 L の廊下の上端の高さ未満のもの

(c) 廊下端部に存する開口部 a の下端の高さが、外気に面している部分 L の廊下の開口部の下端の高さを超えるもの

(図 22)



(参考) 開放型廊下の判定方法（構造類型告示第4第2号（4）イ（イ）によるもの）

- 1 見付面積を求める。
- 2 外気に面する部分の面積を求める。
- 3 階の見付面積の3分の1を超えているか求める。
- 4 外気に面しない部分の長さを求める。
- 5 判定

(参考) 開放型廊下の判定方法（構造類型告示第4第2号（4）イ（ロ）によるもの）

- 1-① 出火住戸等を想定する。(住戸F)
- 2-① 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度(Q)を求める。
- 3-① 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を求める。
- 4-① 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下に噴出した熱気流の気体密度を求める。
- 5-① 廊下における熱気流の発生量を求める。
- 6-① 廊下における排煙量を求める。
- 7-① 5-1で求めた廊下における熱気流の発生量(V)が6-1で求めた廊下における排煙量(E)以下であることを確かめる。

- 1－② 出火住戸等を想定する。(住戸Ⅰ)
- 2－② 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度 (Q) を求める。
- 3－② 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を求める。
- 4－② 廊下に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下に噴出した熱気流の気体密度を求める。
- 5－② 廊下における熱気流の発生量を求める。
- 6－② 廊下における排煙量を求める。
- 7－② 5－1で求めた廊下における熱気流の発生量 (V) が6－1で求めた廊下における排煙量 (E) 以下であることを確かめる。
- 8 外気に面しない部分の長さを求める。
- 9 判定 開放型廊下として認められる。

(ケ) 開放型階段

a 開放型階段の判断基準 (構造類型告示第4第2号 (5) イ関係)

構造類型告示第4第2号 (5) イに規定する「階段室等は、平成14年消防庁告示第7号に適合する開口部を有すること」とは、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次のa及びbに該当するものとする。

- (a) 開口部の開口面積は、2㎡以上であること。
- (b) 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。

ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に500mm以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。

b 階段室等に対する煙の降下状況の判断基準 (構造類型告示第4第2号 (5) ロ関係)

構造類型告示第4第2号 (5) ロに規定する住戸等から噴出する煙により、階段室等において煙が床面からの高さ1.8mまで降下しないことの判断基準は、次によること。

- (a) 煙が床面からの高さ1.8mまで降下を確認する方法は、次の(a)から(f)までの手順によること。

あ 階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を次の式により求めること。

$$Q = 400 A \sqrt{H}$$

Q : 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度 (単位 kW)

H : 火災住戸等の一の開口部の高さ (単位 m)

※ 火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。

い 階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。

$$m_P = 0.52 A \sqrt{H}$$

m_P : 階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量 (単位 kg/S)

う 階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から階段室等に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。

$$P_c = \frac{353}{\left[293 + \frac{Q}{m_P + 0.1 A_c} \right]}$$

P_c : 階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から階段室等に噴出した熱気流の気体密度 (単位 kg/m^3)

A_c : 住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の階段室等において、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さ (床面からの高さ 1.8mをいう。)まで煙が降下しないことを確認する範囲内にある階段室等の水平投影面積 (単位 m^2)

え 階段室等における熱気流の発生量を次式により求めること。

$$V = \frac{31.2 A \sqrt{H}}{P_c}$$

V : 階段室等における熱気流の発生量 (単位 m^3/min)

お 階段室等における排煙量を次式により求めること。

$$E = \max \left[19 L (H_U - H_L)^{\frac{3}{2}}, 38 L (H_U - H_L) \sqrt{H_U + H_L - 3.6} \right]$$

E : 階段室等における排煙量 (単位 m^3/min)

L : 階段室等の有効開口部の長さ (単位 m ただし、 $L \leq 30$)

H_U : 床面からの階段室等の有効開口部の上端の高さ (単位 m)

H_L : 床面からの階段室等の有効開口部の下端の高さ (単位 m)

か え.で求めた階段室等における熱気流の発生量が (え) で求めた廊下における排煙量以下であることを確かめること。

(b) 階段室等の有効開口部の長さについては、火源開口部 (階段室に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部をいう。)が面する階段室等の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の面する階段室等の上階の踊り場部分に存する開口部の幅をいうものであること。

ウ 二方向避難・開放型特定共同住宅等

二方向避難・開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等であって、ア及びイの要件を満たすものであること。

オ その他の特定共同住宅等

二方向避難型特定共同住宅等、開放型特定共同住宅等、二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等をいうものであること。

8 特定光庭の取り扱い

(1) 光庭

位置・構造告示第2第6号の規定する光庭は、次によること。

ア 特定光庭に該当しない光庭

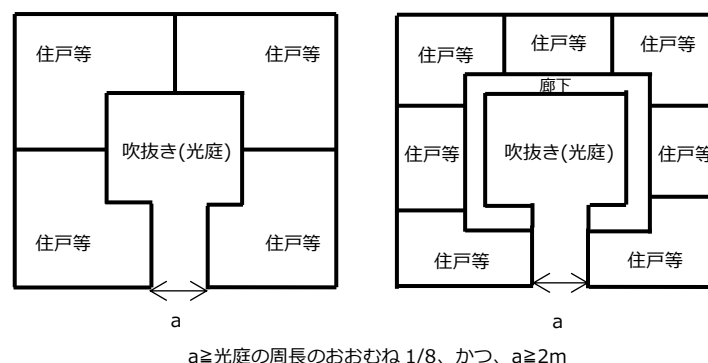
光庭のうち、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する場合は、開放性の高い形態を有しているものとして、位置・構造告示第4に規定する特定光庭として取り扱わないことができるものであること。

（ア） 光庭となる吹抜きが部分的に開放されている場合で、当該開放されている部分が当該光庭の周長の概ね8分の1以上、かつ、2m以上開放されている場合（図23参照）

なお、図22のaからcまで又は吹抜きの部分に開放型階段又は開放型廊下が設けられている場合、開放されているものとみなす（手すり等の上端から垂れ壁等までの高さが1m以上あるものに限る。以下この項において同じ。）。

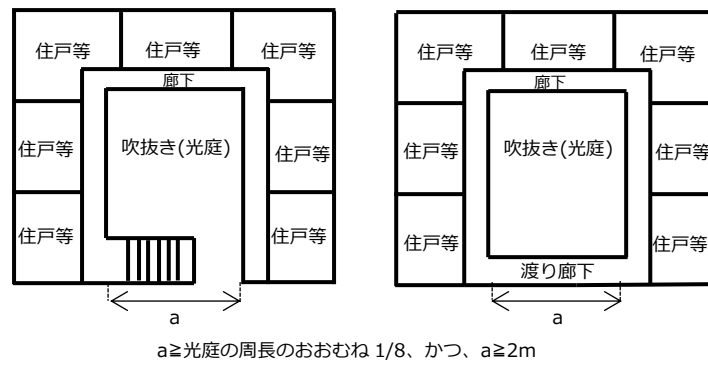
（図23）

（その1）吹抜きの一辺が開放されている場合

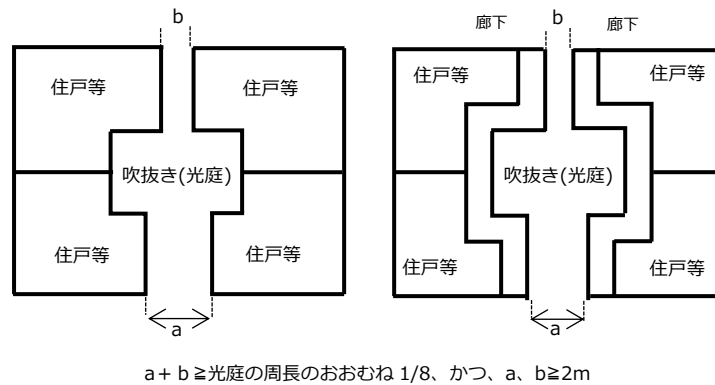


(その2) 吹抜きの一辺が開放されている場合

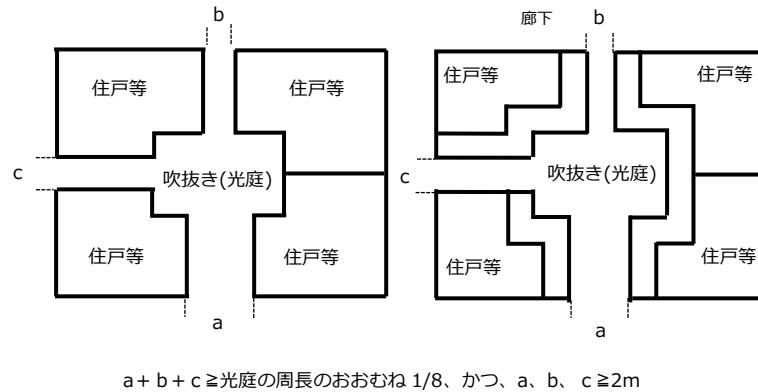
(開放型階段又は開放型廊下が設けられているもの)



(その3) 吹抜きの二辺が開放されている場合 (注) 一の建築物

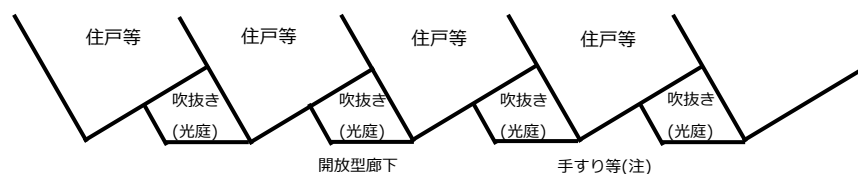


(その4) 吹抜きの三辺が開放されている場合 (注) 一の建築物



(イ) 開放型廊下に接する吹抜き部分で、当該開放型廊下の手すり等の上端からたれ壁等の下端までの高さが1m以上ある場合(次の(ウ)において同じ。)

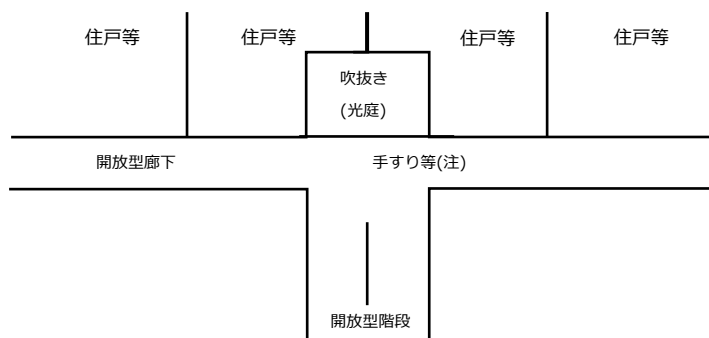
(図 24)



(注) 手すり等の上端からたれ壁等の下端までの高さが1m以上

(ウ) 開放型階段に面する吹抜き部分で、当該階段が開放型階段である場合

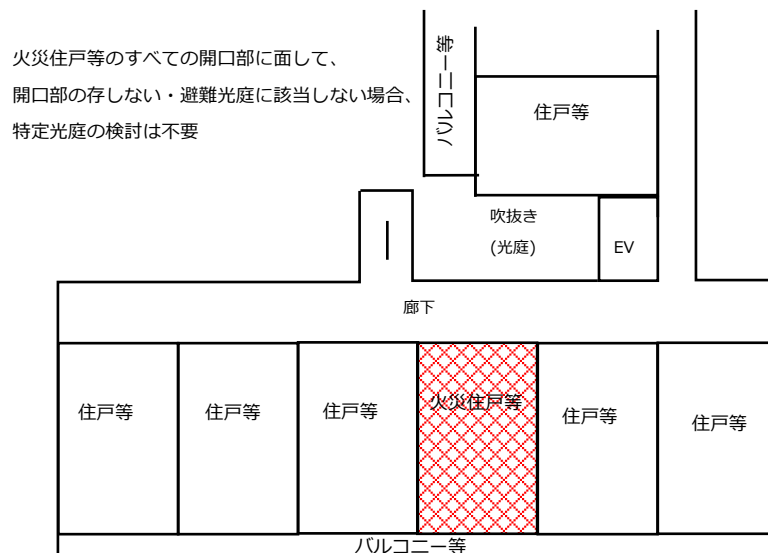
(図 25)



(注)手すり等の上端からたれ壁等の下端までの高さが 1m 以上

(エ) 光庭に面する一の住戸等で火災が発生した場合において、当該火災が発生した住戸等（以下この項において「火災住戸等」という。）のすべての開口部に面して、当該火災住戸以外の住戸等の開口部が存しない場合及び避難光庭に該当しない場合

(図 26)

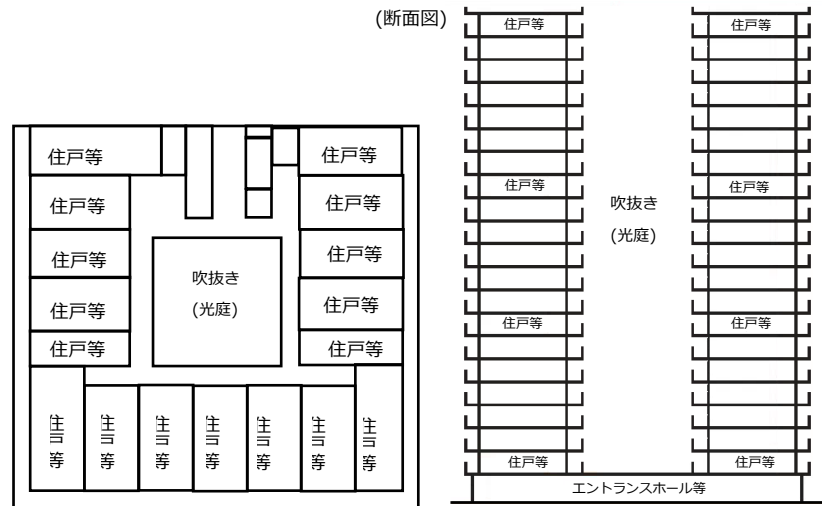


イ 特定光庭であるかの検証が必要な光庭

光庭のうち、次の（ア）又は（イ）に該当するものは、位置・構造告示第4第1号の規定に基づき、特定光庭であるかの検証を行う必要があること。

また、同程度の閉鎖性を有すると認められる場合は、同検証を行うこと。

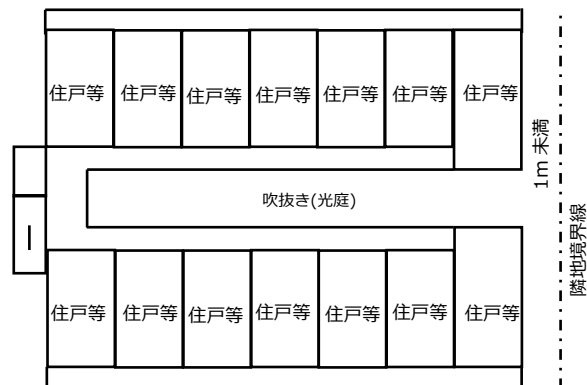
（ア） ボイド空間が存するもの（図 27 参照）



(図 27)

（イ） 吹抜きが部分的に開放されているもので、当該部分が隣地境界線又は他の建築物等との外壁との中心線から 1 m 未満のもの（図 28 参照）

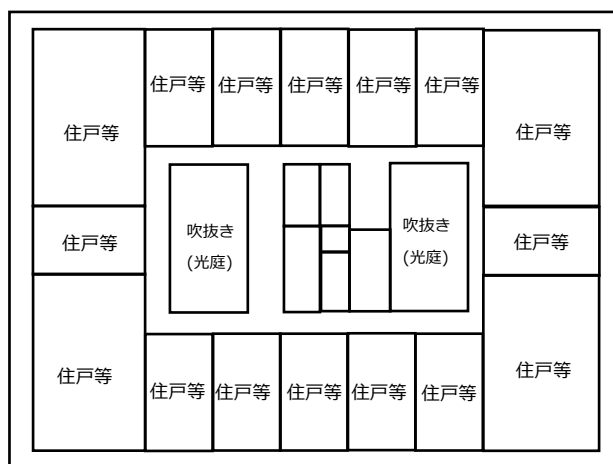
(図 28)



ウ 光庭が、渡り廊下等により複数の部分に分割されている場合は、分割されている部分ごとに特定光庭であるかの検証を行うこと。(図 29 参照)

ただし、当該渡り廊下が開放型廊下の場合は、一の光庭として取り扱うこと。

(図 29)



(2) 特定光庭の基準等

位置・構造告示第4の規定する特定光庭の基準等は、次によること。

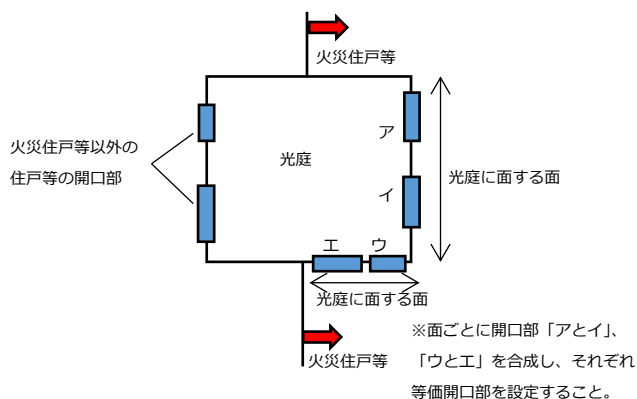
ア 住戸等間延焼の検証

位置・構造告示第4第1号(1)に規定する「火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量」は、次の(ア)から(エ)までの手順により求めること。

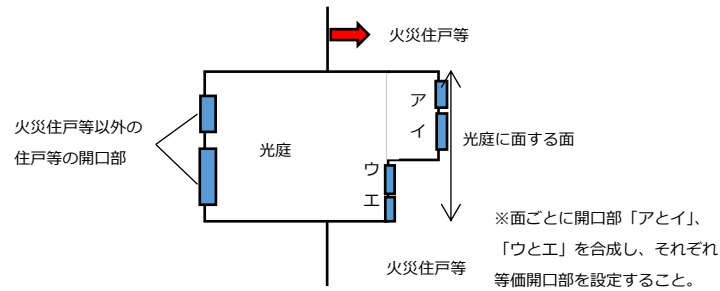
(ア) 火災住戸等の光庭に面するすべての開口部（換気口その他これらに類するものを除く。）を合成して一の開口部とみなし、当該合成した開口部を「等価開口部」というものであること。この場合において、「等価開口部の高さ」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部のうち最大の高さ、「等価開口部の面積」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部の合計面積、「等価開口部の幅」は「等価開口部の面積」を「等価開口部の高さ」で除した値をいうものであること。(図 30、31 参照)

ただし、火災住戸等の光庭に面する開口部が複数の面に設けられている場合は、同一面に設けられる開口部ごとに等価開口部を設定し、次の(イ)から(オ)までの手順により受熱量を求め合計すること。

(図 30) (その1)

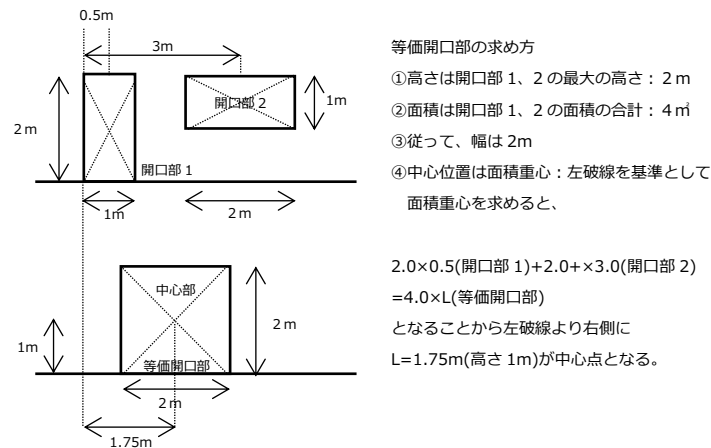


(その2)

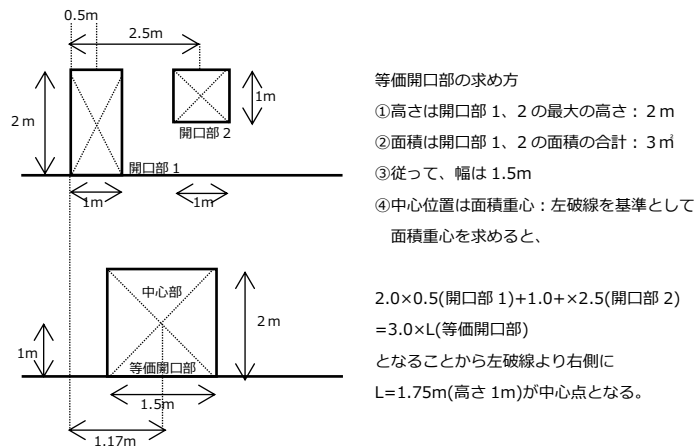


(等価開口部の中心点の設定例)

(図 31) (その1)



(その2)



(イ) 等価開口部から噴出する熱気流（火炎を含む。以下この項において同じ。）の高さを次式により求めること。

$$L = 1.52 H_x$$

L : 等価開口部から噴出する熱気流の高さ (単位 m)

H X : 等価開口部の高さ (単位 m)

(ウ) 等価開口部から噴出する熱気流の面積を次式により求めること。

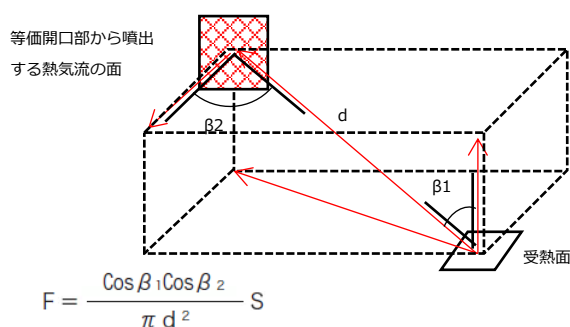
$$S = LW$$

S : 等価開口部から噴出する熱気流の面積 (単位 m^2)

W : 等価開口部の幅 (単位 m)

(エ) 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を次式により求めること。(図 32 参照)

(図 32)



F : 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数。

(F が 1 を超える場合にあっては $F = 1$ とする。以下この項において同じ。)

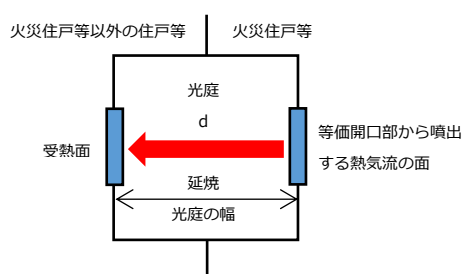
β_1 : 受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度 (受熱面側) (単位 ラジアン)

β_2 : 受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度 (等価開口部側) (単位 ラジアン)

π : 円周率

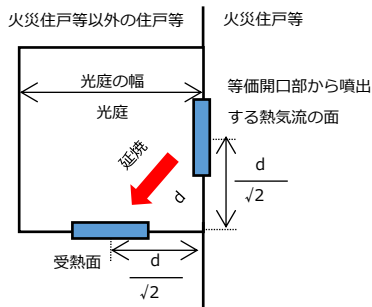
d : 受熱面と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離 (単位 m) その適用例を図 33 及び図 34 に示す

(図 33)



光庭を挟んで「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が正対する場合、 β_1 及び β_2 は 0 ラジアンとなることから $F = S/\pi d^2$ (ただし、 $F \leq 1$) となる。

(図 34)



「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が光庭において直交し、二面が変わった地点から「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が等距離にある場合、 β_1 及び β_2 は $n/4$ ラジアンとなることから $F = S/n^2$ (ただし、 $F \leq 1$) となる。※ $1^\circ = n/180$ ラジアン

(オ) 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部が受ける受熱量を次式により求めること。

$$q = 100F$$

q : 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量
(単位 kW/m²)

ウ 避難光庭を経由して避難する者の安全性の検証

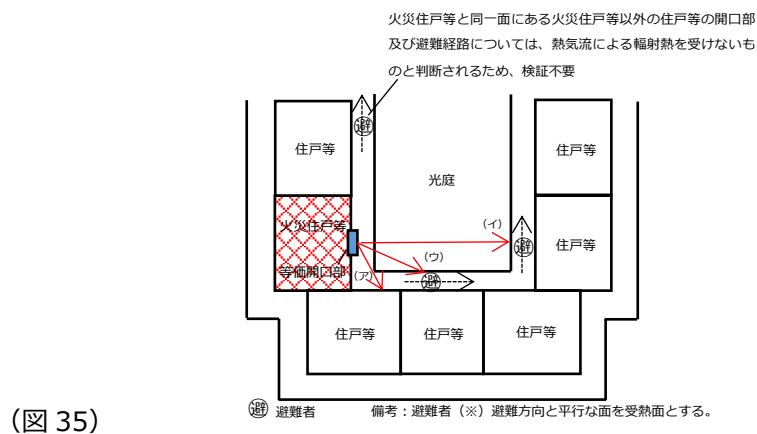
位置・構造告示第4第1号(2)に規定する避難光庭を経由して避難する者の安全性の検証については、次によること。

(ア) 位置・構造告示第4第1号(2)イに規定する「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量(3kW/㎡未満)」は、前イの手順により等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量を求めること。

この場合において、避難光庭に面する廊下を經由して避難する者が受ける熱量の算定において受熱面（避難者）と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離は、次によること。（図 35 参照）

- a 火災住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分
- b 火災住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部
- c 受熱量が大きくなると想定される廊下中央部（ア又はイの部分における受熱量が $3 \text{ kW} / \text{m}^2$ に近い値となる場合に限る。）

なお、火災住戸等と同一面にある火災住戸等以外の住戸等の開口部及び避難経路については、熱気流による輻射熱を受けないものと判断されるため、検証を要しないものであること。

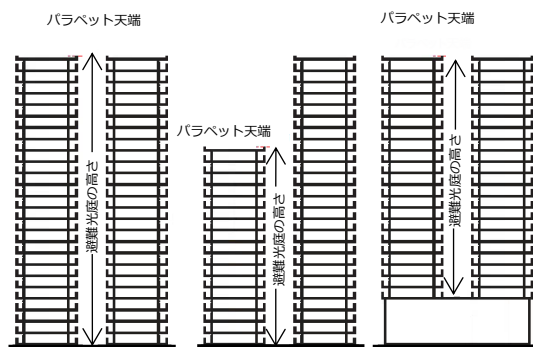


(イ) 位置・構造告示第4第1号(2)ロ(イ)に規定する「避難光庭の高さ」及び「避難光庭の幅」の計測方法は、次によること。

a 避難光庭の高さの計測は、図36の例によること。

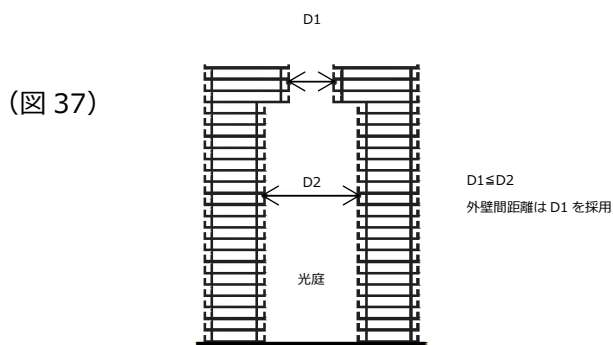
なお、パラペットの天端の高さが異なる場合には、原則として最も低い部分により計測すること。

(図 36)



b 避難光庭の幅の計測は、火災住戸等の開口部の面に対して垂直方向(対向壁面の方向)とすること。

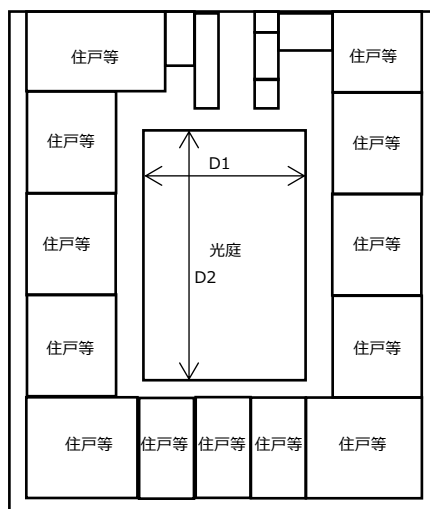
c 立面的形状が複雑で、高さにより外壁間距離が異なる場合の避難光庭の幅の計測については、その最も小さい値を採用すること。(図37参照)



d 避難光庭の幅が長方形である場合は、開口部が面している面で、かつ、計算上不利な条件を検証すること。(図 38 参照)

なお、開口部が面している面及び位置により計算上不利な条件が明確とならない場合は、双方の相対する面を各々検証すること。

(図 38)



D1≦D2 であるが、開口部が面している面で、かつ、計算上不利な条件を検証する。

e 避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が 2.5 未満であれば、火災住戸等の開口部から噴出する高温の熱気流が対向壁面にぶつからずに上昇し、避難光庭に滞留せずに外部に排出されるため、次の工で定める煙に対する安全性の検証を要しないものであること。

(ウ) 前(ア)及び(イ)の検証により、避難をする者が受ける熱量が 3 kW/m²未満であり、かつ、避難光庭の高さと幅の比が 2.5 未満である場合については、当該避難光庭内の避難経路を使用して避難する者の安全性が確かめられたものとして特定光庭には該当しないものであること。

エ 避難をする者が受ける煙に対する安全性の検証

前ウの検証により、避難をする者が受ける熱量が 3 kW/m²未満であっても、避難光庭の高さと幅の比が 2.5 以上となった場合については、位置・構造告示第 4 第 1 号 (2) 口 (ロ) に規定する「火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度」を次の (ア) から (ウ) までの手順により求め、当該避難光庭を経由して避難をする者が受ける煙に対する安全性の検証を行うこと。

(ア) 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q_x = 400 A_x \sqrt{H_x}$$

Q X : 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度 (単位 kW)

A X : 等価開口部の面積 (単位 m²)

(イ) 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率（避難光庭の底部の開口部と頂部の開口部の比をいう。以下この項において同じ。）を次式により求めること。

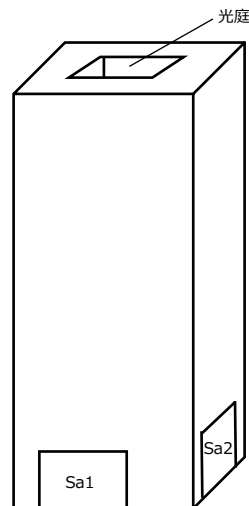
なお、光庭部分に面して常時開放された開口部が複数存在する場合にあっては、個々の開口部の面積の合計により算定するものであること。（図 38 参照）

$$r = 100 \frac{S_a}{S_t}$$

r : 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率（単位 %）

S_a : 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の面積（単位 m^2 ）

S_t : 避難光庭の頂部に設けられる常時開放された開口部の面積（単位 m^2 ）



$$S_a = S_{a1} + S_{a2}$$

S_a : 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部（単位 m^2 ）

S_{a1} 、 S_{a2} : 避難光庭部分に面して常時開放された個々の開口部の面積（単位 m^2 ）

（図 39）

(ウ) 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度を次式により求めること。

$$\Delta T = 2.06 \alpha \frac{Q_x^{\frac{2}{3}}}{D^{\frac{5}{3}}}$$

ΔT : 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度（単位 K ）

α : 次式により求められる値

D : 避難光庭の幅（単位 m ）

オ 前イからエまでの計算は、平成 19 年 1 月 30 日事務連絡「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 17 年総務省令第 40 号）等の運用に係る計算プログラムの消防庁ホームページへの掲載について」において示す計算プログラムにより実施し、関係図書を添えて建築確認申請書に添付すること。

（計算プログラムの掲載場所）

総務省消防庁 ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）

ホーム＞消防防災関係者の方へ＞所管法令・省令・規則検索・告示・通知・通達一覧＞通知・通達 平成 19 年一覧＞平成 19 年 1 月の通知について（平成 19 年 1 月 4 日）

カ 光庭の検証範囲

光庭や光庭に面する住戸等の形態等から、防火上最も危険な状況が特定できる場合は、これらの状況に対する検証を行えば足りるものであること。

ただし、これ以外の場合にあっては、いずれの住戸等で火災が発生しても特定光庭に該当しないことの検証を行う必要があるものであること。

(3) 特定光庭が存する場合の基準等

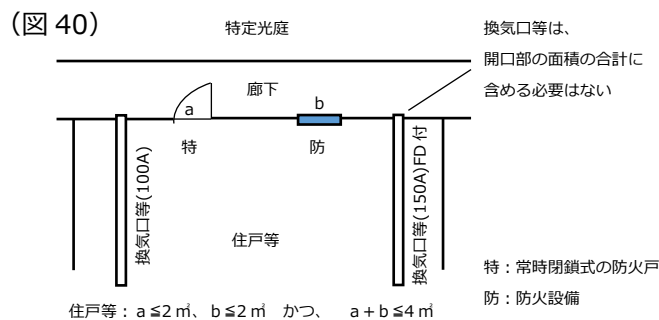
特定光庭が存する場合にあっては、位置・構造告示第4第2号の規定によるほか、次によること。

ア 廊下又は階段室等が特定光庭に面し設けられる場合の当該特定光庭に面して設ける開口部
廊下又は階段室等が特定光庭に面して設けられている場合において、当該特定光庭に面して設ける開口部は、位置・構造告示第4第2号(1)によるほか、次によること。

なお、当該開口部には、階段室に設けられた開口部は含まれないものであること。

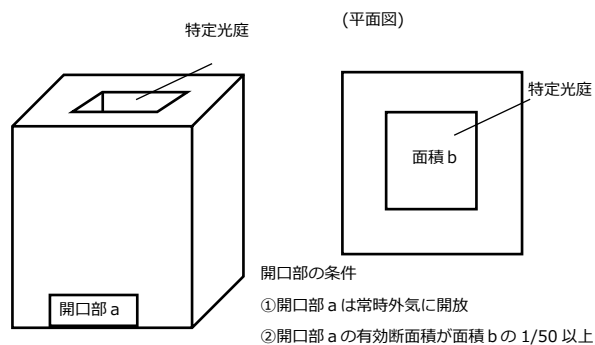
(ア) 位置・構造告示第4第2号(1)イに規定する「特定光庭に面する一の開口部の面積が 2 m^2 以下であり、かつ、一の住戸等の開口部の面積の合計が 4 m^2 以下」は、図40の例によること。

なお、位置・構造告示第3第3号(3)の規定の例により設けられている換気口等は、開口部の面積に含める必要はないこと。



(イ) 位置・構造告示第4第2号(1)ロに規定する「特定光庭の下端に設けられた開口部が、常時外気に開放され、かつ、当該開口部の有効断面積の合計が、特定光庭の水平投影面積の $1/50$ 以上であること」は、図41の例によること。

なお、開口部にガラリ等を設けた場合は、当該ガラリ等の有効開口率を乗じて得られた値とすること。

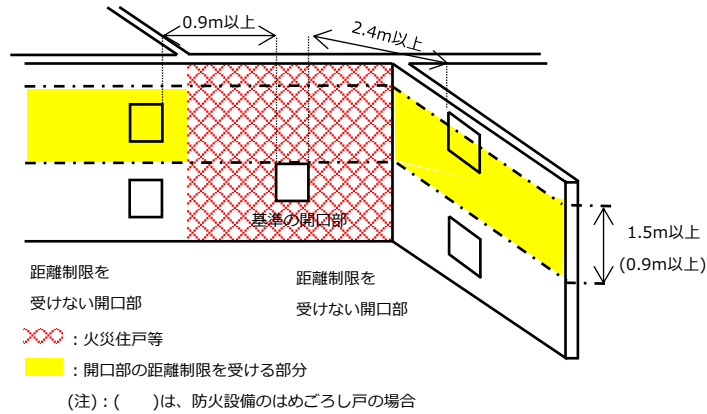


イ 特定光庭に面する開口部（アに定めるものを除く。）

特定光庭に面する開口部にあつては、位置・構造告示第4第2号（2）の規定によるほか、次によること。

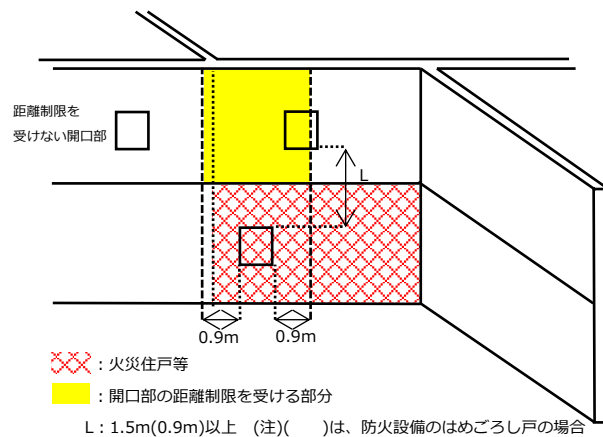
（ア） 位置・構造告示第4第2号（2）ロに規定する「異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離」は、図42の例により、計測すること。

（図42）

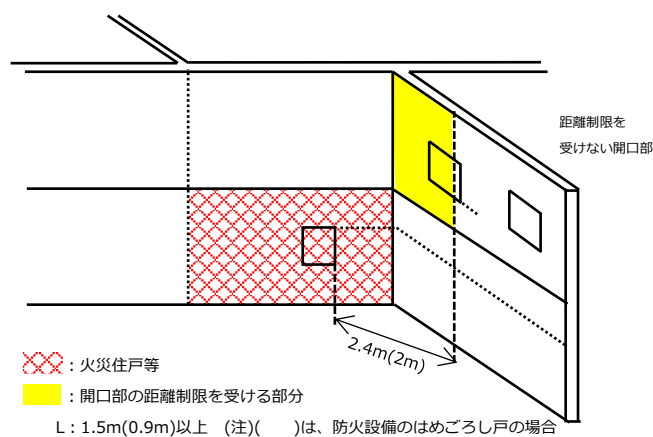


（イ） 位置・構造告示第4第2号（2）ハに規定する「異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離」は、図43及び図44の例により、計測すること。

（同一壁面上の例）（図43）



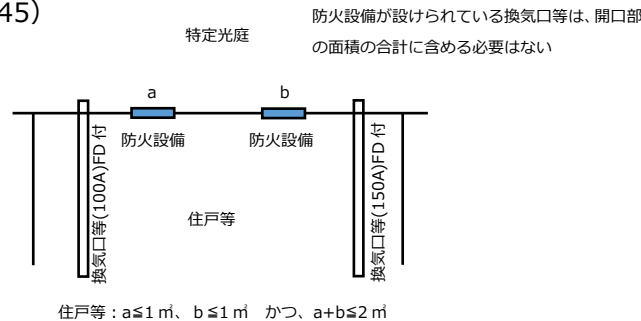
（異なる壁面上の例）（図44）



- (ウ) 位置・構造告示第4第2号(2)二に規定する「一の開口部の面積が1㎡以下であり、かつ、一の住戸等の一の階の開口部の面積の合計が2㎡以下であること」は、図45の例によること。

なお、防火設備が設けられている換気口等は、開口部の面積に含める必要はないこと。

(図45)



- ウ 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合は、位置・構造告示第4第2号(3)の規定によるほか、同号(3)ロに規定する「防火上有効な措置」とは、次の(ア)及び(イ)の措置をいうものであること。

- (ア) 給湯湯沸設備等は、次に定める基準に適合していること。

- ガスの消費量が、70kW（60,000kcal）以下であること。
- 一の住戸の用に供するものであること。
- 密閉式（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する燃焼方式及びその他室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式をいう。）で、バーナーが隠ぺいされていること。
- 密閉式以外の給湯湯沸設備を設置する場合は、光庭の高さ、大きさ、給湯湯沸設備の消費量等から必要給気口面積が確保された場合、自然通気力により給排気を行う自然給排気式（B F 式）及び室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式（屋外式（R F 式））とすることができるものであること。
- 圧力調節器により、バーナーのガス圧が一定であること。
- 過度に温度が上昇した場合において、自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えした場合等において安全を確保できる装置が設けられていること。

- (イ) 給湯湯沸設備等は、次に定める方法により設置すること。

- 特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋めること。この場合において「すき間を不燃材料で埋める」は、4区画貫通及び耐火性能1(3)ウ(ア)を準用すること。
- (ア)の配管は、金属又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。